

むつ市議会第231回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成29年3月6日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 1番 原田 敏 匡 議員
- (2) 11番 菊池 光 弘 議員
- (3) 4番 工藤 祥 子 議員
- (4) 14番 佐賀 英 生 議員
- (5) 22番 中村 正 志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	11番	菊 池 光 弘
12番	岡 崎 健 吾	13番	鎌 田 ちよ子
14番	佐 賀 英 生	15番	大 瀧 次 男
16番	半 田 義 秋	18番	斉 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（2人）

10番	東 健 而	17番	富 岡 修
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 営 理 者	花 山 俊 春
代 監 査 委 員 表 員	齊 藤 秀 人	選 挙 管 理 会 長 委 員	畑 中 政 勝
農 委 員 業 会 長	立 花 順 一	総 務 政 策 部	川 西 伸 二
財 務 部 長	氏 家 剛	財 務 部 務 整 進 推 進 課	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	光 野 義 厚	保 健 福 祉 部	畑 中 秀 樹
保 福 健 づ 推 進 社 会 課 監 事	井 田 敦 子	経 済 部 長	高 橋 聖
建 設 部 長	吉 田 正	川 内 庁 舎 長 所 内 理 課	二 本 柳 茂

総政企課	策調	務部整長	吉	田	和	久	務部略長	角	本	力
総政市課	策連	務部携長	中	野	敬	三	部長	吉	田	真
財管	務財	部長	木	下	尚	一郎	部課管長	伊	藤	恭雄
民環課	生政	部策長	成	田		司	部民ツ長	伊	藤	大治郎
保福健康課	祉推	健部進長	工	藤	和	彦	部ロシ長	松	山	勝
建土	設木	部長	中	村		久	育会局長	高	杉	俊郎
公企施	業設	営局長	山	田		優	営局道長	中	村	亨
公企下総下下総	業水道水括	営局課幹部課幹	西	田	直	秋	部民課幹	加	藤	昭広
建都政主	設策	部市課幹	飛	内	義	雄	部市課幹	黒	澤	幸太郎
教委事総主	員務	育会局課幹	畑	中		涉	務部課査	栗	橋	恒平
総政市連主	策携	務部民課査	角	本	昌	史	部境課査	畑	中	俊彦
総政総主	策務	務部課事	中	村	善	光	務部課事	佐	藤	貴昭
							総政総課シ推			
							財務課			
							財管施設			
							民市ス課			
							経シモ推			
							教委事総			
							公企下課下下課			
							民市ス主			
							建都政主			
							総政総主			
							民環政主			
							総政総主			

事務局職員出席者

事務局長	柳	田	論	次	長	東	雄	二
主幹	小	林	睦	主任	主査	村	口	一
主任主査	葛	西	信	主	事	山	本	翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、原田敏匡議員、菊池光弘議員、工藤祥子議員、佐賀英生議員、中村正志議員の一般質問を行います。

◎原田敏匡議員

○議長（浅利竹二郎） まず、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） おはようございます。1番原田敏匡でございます。むつ市議会第231回定例会において一般質問を行います。

陽光やわらかなこの季節は、卒業や転勤、引越など公私ともに動きのある季節でございます。職員の皆様におかれましても、退職、異動、

昇進など何かと慌ただしさを感じていることと思います。特に退職される職員の皆様には、これまで長きにわたり市政を支え尽力されてきたご功績とご労苦に対し、心から敬意を表する次第でございます。

それでは、通告に従いまして、3項目5点について質問いたします。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きのご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1項目めの過去の一般質問に対する取り組み状況についてであります。選挙当選後、全ての定例会で一般質問を行い、まだまだ議員としては手探りではございますが、市民の幸せを願い、私なりに政策提言、市民からの要望を取り上げてまいりました。その中でも、研究します、調査します、努力しますといった前向きな答弁をいただいたものについて、現在どの程度検討し、進行しているのかをお伺いします。

1点目は、むつ市議会第226回定例会での「孫と暮らそう！にぎやか3世代支援事業」についてであります。国の動向を注視しつつ、先行して取り組んでいる他の自治体の状況などを調査研究して考えていくとの答弁をいただきましたが、その後の調査研究結果もしくは進捗状況をお願いいたします。

2点目は、むつ市議会第227回定例会、早掛沼公園のバリアフリー化についてであります。まずは、新たな障害者専用駐車場の確保、多目的トイレまでの経路の改善をしていただきありがとうございました。本年の桜まつりでもぜひともよろしくお願いいたします。

バリアフリー化については、来年度から着手する緑の基本計画を策定する中で早掛沼公園も含めたむつ市全体の公園におけるバリアフリー化など、公園整備のあり方について人口減少と持続可能な財政運営を踏まえながら検討していくとの答

弁をいただきましたが、その後の進捗状況をお伺いします。

3点目は、むつ市議会第227回定例会の醸造酒の普及の促進に関する条例制定についてであります。過去に、毎月6日は、むつ市の特産品を食す日として条例制定化の提案もあり、当市にふさわしい条例制定へ向けた検討作業に既に着手しているとの答弁をいただきましたが、その後の検討結果もしくは進捗状況をお伺いします。

4点目は、前回むつ市議会第230回定例会、分野を問わずむつ市における日本一は何があるのかについてであります。ストッキング生産量は日本一ではないかと推測される、大畑桜ロードは日本一の規模であることを自負しているなど、視点によっては日本一となるものがあることから、ほかに日本一となるものはないか、今後も地域資源の掘り起こしに努めてまいりたいと考えておりますとの答弁をいただきましたが、ストッキング生産量及び大畑桜ロードが日本一である裏づけ調査の状況、もしくは結果と掘り起こしについての進捗状況をお伺いします。

続いて2項目め、市道の舗装修繕と上下水道工事の計画性についてであります。議員活動として、市民の皆様と意見交換をしていると、時節柄なのか、道路工事についてのお話をよく耳にします。中でも、せっかく舗装したのに、下水道工事のためにすぐ掘り返しているといった疑問を多くの市民が感じています。そこで、直近5年での市道の本舗装後、3年以内に一部を取り壊し、上下水道工事が行われた距離数についてお伺いします。

続きまして、3項目め、発達障害の早期支援について質問いたします。1点目は、発達障害の早期発見を主目的とした5歳児健診導入についてであります。5歳児健診については、むつ市議会第194回、第203回定例会の一般質問で鎌田議員からも提案されており、平成20年度の当初予算に計上

されたものの、事業実施までは至らず、その後も健康推進課内で実施に向けた検討を重ねてきた経緯は認識しておりますし、その背景、目的については私から説明するまでもなく、理事者側の皆様も十分にご理解していることと思います。

近年では、平成24年7月に文部科学省より、共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が報告され、平成27年9月には文部科学省の委託事業として子どもみんなプロジェクトが発足するなど、障害のある幼児、児童、生徒への支援が以前に増して充実してきました。

そんな中、昨年むつ市内で開催された発達に特性のある子供についての講演会やシンポジウムに参加し、現場の声、保護者の声を聞き、また苦生小学校の学校経営を朝の登校時から授業風景まで拝見する機会をいただき、その取り組みを肌で感じて、改めてその必要性を感じました。

医師の診断で、我が子が発達障害だと告げられたとき、皆さんはどのような感情を抱くでしょうか。「ほっとした」、シンポジウムに参加した保護者の言葉です。その子は、小学校に入学してから診断されたのですが、ほかの子に比べ、やんちゃで落ちつきがないとの思いはあったものの、高機能であることと軽度であること、加えて初めての子育てということもあり発見が遅くなりました。しかし、いざ診断されると、ようやく息子を理解でき、しっかりとした対応がとれるという安堵感が強かったそうです。

また、私に発達障害の基礎知識があれば、もっと早く息子を理解してあげることができたのにと悔しさも感じ取れました。私自身まだまだ認識不足であり、私と同様に幼児、児童の保護者の中にはまだまだ多いのではないのでしょうか。

そこで、健診では、発達上及び行動上に軽度の問題があり、支援を必要とする児童の早期発見が

主たる目的となりますが、並行して児童が健診を受けている間に発達障害について親へ理解を深めるプログラムの実施も目的の一つとします。

障害のない人、当事者でない多くの人は、障害者イコールかわいそうな存在という認識しかなく、また発達障害についての知識、理解が薄いことにより、悪気や悪意はなくとも言動や行動で知らず知らずのうちに相手を傷つけてしまうケースもあります。また、障害のある人、当事者の人も障害者のことを世間に理解してもらうためには、いま一度現状を見詰めて理解を深める必要があるのではないかと考えます。お互いが理解を深めることにより、障害の有無に関係なく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会、共生社会の形成に向けた第一歩となると考えておりますので、5歳児健診導入について市長のご所見をお伺いします。

2点目は、ことばの教室の利用状況についてであります。第二田名部小学校の通級指導教室で通常学級の児童を対象に、障害や発達の個別の指導を行っていますが、就学児、未就学児のそれぞれの利用状況をお伺いします。

3点目は、保健師への発達のおくれに関する相談件数についてであります。現在1歳6カ月児、3歳児健診において、発達障害が疑われる幼児に対しての相談体制の強化、健診後の継続的支援を必要とする幼児や家族への対応を目的とした保育施設巡回相談を図りつつ、発達障害の早期発見に努めていることと思っておりますが、過去3年間の発達のおくれに関する相談件数についてお伺いします。

以上、3項目5点につきお伺いいたします。これで壇上からの質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、過去の一般質問に対する取り組み状況についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、市道の舗装修繕と上下水道工事の計画性についてのご質問につきましては、公営企業局からの答弁となります。

次に、発達障害の早期支援についてのご質問の1点目、5歳児健診導入についてお答えいたします。母子保健法で義務づけられている3歳児健診時点では、子供の気になる行動が果たして発達障害によるものなのかどうか、明らかにされにくいところがあります。その後保育所や幼稚園で集団生活をするようになりますと、協調した行動がとれない等といったことが明らかになりやすいことから、就学前に発達障害の子供を発見し、早期支援につなげることが5歳児健診の大きな目的であると言われております。

しかし、5歳児の認知行動特性や社会性の発達について、時間的、場所的にも限られた健診という枠内で適切に見きわめるためには、専門性のある医師、臨床心理士、言語聴覚士、保育士などのマンパワーを集中的に投入する必要があること、また発達障害を適切に診断し、フォローにつなげていくための方策は確立されていないとして、健診だけを行うことを疑問視する専門家の意見もあるなど、実施に向けてはさまざまな課題があることをご理解いただきたいと思います。

現在市では、10カ月、1歳6カ月児、2歳児、3歳児健診を実施しております。むつ下北医師会の皆様のご協力のもと、それぞれの年齢における身体や精神の発達、また社会性の発達度などのチェックを行い、心身の疾病異常の早期発見はもちろんのこと、子供の様子や親子のかかわり方を確認する場として重要な位置づけとしております。

特に3歳児健診は、就学前の最後の機会となりますので、必ず受診していただくよう呼びかけ、支援を要する子供を見出すよう努めております。

5歳児健診については、現在実施しておりますが、保育所や幼稚園で過ごす子供の様子を確認する保育施設巡回相談を実施しているほか、随時ご相談に対応し、家庭訪問も行うなどして、5歳児健診の目的と同様の効果を達成するよう努力しているところであります。そして、必要に応じて市で実施しております遊びの教室、未就学児ことばの教室など、発達支援事業につなげていくこととしております。

市では、今後市民の皆様幅広く発達障害についての正しい知識と理解を得ていただく機会として関係機関とタイアップし、市民の皆様向け研修会を開催するなど、保護者がいつでも気軽に相談しやすい雰囲気醸成し、保護者に寄り添いながら支援してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、ことばの教室の利用状況につきましては、教育委員会及び健康づくり推進監から、またご質問の3点目、保健師への発達のおくれに関する相談件数につきましては、健康づくり推進監からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業管理者。

（花山俊春公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（花山俊春） 原田議員のご質問にお答えいたします。

市道の舗装修繕と上下水道工事の計画性についてのご質問の直近5年での市道の本舗装後、3年以内に一部を取り壊し上下水道工事が行われた距離数についてお答えいたします。

国道への上下水道管の埋設につきましては、国の通達により、原則としてコンクリート舗装は舗装後5年、アスファルト舗装は舗装後3年以内に道路を掘り返すことは抑制することとされてお

ます。市道への上下水道管理設工事においても、この通達を準用し、道路事務を所管いたします土木課と工事ごとに施工場所、工事概要、舗装復旧方法等を協議し、道路管理者から道路占用許可をいただいて工事を施工することとしております。

直近5年で上下水道管を埋設した延長は、上水道管約25.6キロメートル、下水道管約10キロメートルの合計約35.6キロメートルであります。全ての工事において、事前に道路占用協議しておりますので、議員ご懸念のように、舗装新設後3年以内に舗装を取り壊して上下水道管を埋設した施工事例はございません。ただし、漏水等が発生した緊急時には、部分的に取り壊し、修繕工事をする場合はございます。

今後とも上下水道管の埋設に当たっては、道路舗装計画を担当する建設部と連携を密にし、工事を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 原田議員の発達障害の早期支援についての2点目、ことばの教室の利用状況についてのご質問のうち、小学生の利用状況をお答えします。

初めに、小学校におけることばの教室開設の経緯と通級による指導に関する法的な位置づけについてご説明いたします。

第二田名部小学校に設置されておりますことばの教室は、言語障害等のある児童・生徒等を対象とした指導の場が必要であるという強い要望を受け、市教育委員会が県教育委員会から開設の許可を得て、昭和61年4月に通級による指導を行う通級指導教室として開設いたしました。

通級による指導とは、学校教育法施行規則によりますと、通常学級に在籍している軽度の障害のある児童に対して、主として各教科等の指導を通

常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う指導形態であるとされております。

次に、小学生のこたばの教室への通級状況についてお答えいたします。こたばの教室では、週1時間から2時間の指導において、正しい発音ができるようになるための指導や発音練習、社会性を身につけるための指導、体の動きのぎこちなさを改善したり、バランス感覚を養ったりするためのサーキット運動、苦手な教科の学習等を行っております。

ことし2月現在、通級している小学校児童は17名で、小学校の教員3名が指導に当たっております。また、希望する児童は、現在のところ全員が通級可能となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 原田議員の過去の一般質問に対する取り組み状況についてのご質問で、総務政策部が所管いたします「孫と暮らそう！にぎやか3世代支援事業」及びむつ市の中の日本一についてお答えいたします。

まず、「孫と暮らそう！にぎやか3世代支援事業」についてお答えいたします。本事業は、所得税等の軽減もしくは給付金等による支援により、3世代同居や近居を増加させるというものであり、むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業として位置づけられております。この事業につきましては、税制面の軽減や1世帯当たり2万円の給付について実施可能性を担当課において検討したところ、税制面の軽減については具体的な法令の整備がなされていないことに加え、3世代世帯の把握や確認が困難なため実現は厳しく、また給付金については平成22年国勢調査による3世代以上の世帯の割合に基づき算出したところ、対象世帯が2,098世帯となり、実施に当たり必要な経

費が約4,200万円と試算されております。

3世代同居や近居を促進することで安心して育児ができる環境が整うことによる出生率の向上や、安心と生きがいを得ることによる高齢者の健康寿命の延伸などが期待されますが、総合戦略における事業評価におきましては、相当な財政負担も予想されることから、制度設計も含め、しっかりと見きわめる必要があるとしております。このため、どのような事業展開が可能かも含め、引き続き調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、むつ市の中の日本一について、その裏づけとしてどのような調査を行ったのかについてお答えいたします。むつ市議会第230回定例会におきまして、分野を問わずむつ市における日本一は何があるのかとのご質問に対しまして、パンスト出荷数量が日本一と推測されますことと、国道279号の大畑バイパス沿いの来さまい大畑桜ロードがソメイヨシノの桜並木としては日本一の規模を誇っていると答弁いたしましたところであります。

パンスト出荷数量につきましては、工業統計調査等をもとに日本一と推測されるとお答えしておりますが、その後におきまして、市町村別のデータについて調査いたしましたものの、工業統計調査では市町村別のデータが公表されておらず、また企業ごとの出荷数量につきましては企業秘密となっていることでもあり、あくまでも推測の域は脱しないものの、青森県の刊行物であります「数字で読む青森県2015」などの情報などから、むつ市がパンスト日本一の出荷数量であると明言してもよろしいのではないかと考えております。

また、来さまい大畑桜ロードの桜並木につきましては、桜並木といたしましては、弘前市内から嶽温泉に通じる県道3号線沿いにオオヤマザクラを中心に総延長20キロメートルにわたり植えられている例などありますが、ソメイヨシノに限定

した桜並木では延長約8キロメートルの来さまい大畑桜ロードが、調査した限りでは国内でこの距離を超えるものはありませんでしたので、これも日本一と明言してよろしいのではないかと考えております。

今後も日本一と思われるものの検証、発掘に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） むつ市議会第227回定例会においてご要望のありました早掛沼公園のバリアフリー化について、その後の検討状況をご説明いたします。

ご要望の園路の舗装整備等につきましては、緑の基本計画を策定する中で検討するという答弁をいたしました。同計画は昨年4月に着手し、平成29年度での策定を目指してバリアフリー化も含めた公園整備のあり方について、現在検討を重ねているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） 過去の一般質問に対する取り組み状況についてのご質問で経済部が所管する事項につきましてお答えいたします。

昨年3月、むつ市議会第227回定例会で提案がありました乾杯条例につきましては、地元のお酒で乾杯する習慣を普及することで消費の拡大を図り、地域を活性化する取り組みとして全国の酒所の自治体を中心に組み込まれております。このことについては、個人の嗜好に任せるべき、お酒を飲めない方はどうするのかなど、条例制定に慎重となっている自治体もあり、特定の特産品に限定せず、地元特産品全般を対象とした活動にすべきとの考えもあります。

一方、当市は特色ある農林水産物を用いて市内消費を促進する地産地消、市外へ販売を加速する

地産外商など、「むつ市のうまいは日本一！」事業を積極的に展開し、平成29年度で10年目を迎えようとしておりますので、こういった事業に合わせて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（井田敦子） 発達障害の早期支援についてのご質問の2点目、ことばの教室の利用状況のうち、未就学児の利用状況についてお答えいたします。

言葉の発達等におくれが見られる未就学児への指導及び療育相談は、当初小学校児童を対象とする通級指導教室において対応いただいております。しかし、対象者の増加により人的にも時間的にもゆとりある指導体制が必要となったことから、平成18年度に未就学児ことばの教室として開設されたものであります。

未就学児ことばの教室は、療育指導員3名を配置し、小学校のことばの教室と連携し、個々に応じた指導を行っています。指導内容は、言葉の発達に対する指導、適応指導、療育相談を主とし、おおむね週1回1時間程度となっております。また、教室運営に伴う専門的な指導のため、県立むつ養護学校からもご協力をいただいております。

利用実人数は、平成25年度が29名、平成26年度は39名、平成27年度は36名と、約30名から40名の間で推移しており、平成28年度は35名の利用となっております。年々利用を希望する保護者は増加傾向にあり、利用開始まで待っていただく場合も見られるようになっております。

利用された保護者の方々からは、未就学児ことばの教室が子供の成長に役立った、子供の成長を実感できるようになったという声をいただいております。

次に、ご質問の3点目、保健師への発達のおくれに関する相談件数についてお答えいたします。

子供の発達に関する相談は、言葉の相談、行動面での相談、生活習慣に関する相談、社会性に関する相談等多岐にわたるうえ、1つではなく幾つか合わせての相談である場合がほとんどです。また、1回の相談で終結する場合がありますし、相談内容や状況によっては保護者とともに経過を見ていくことが必要な場合もあります。

乳幼児健診のうち3歳児健診における子供の発達に関する相談の中で、健診後も引き続き経過を見ていくことが必要と思われた相談件数は、平成25年度は135件、平成26年度は150件、平成27年度は134件とほぼ横ばい傾向にあり、受診者の3割程度となっております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 3項目に対し、丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、意見、要望も含めて再質問させていただきます。

1項目めの過去の一般質問に対する取り組み状況ではありますが、現在策定中のものもありますので、1点だけ再質問いたします。

日本一の件なのですけれども、桜ロードが明言できるというお話だったのですけれども、これは例えばむつ市のホームページとか、あと観光リーフレットに日本一というふうにうたってもいいような明言できる状況なのかどうかだけ1点お伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

来さまい大畑桜ロードにつきましては、総延長8キロということで、我々は可能な限りの調査の中では日本一だというふうに自負はしておりますのですが、リーフレットとかホームページに掲載の際には、それなりにやはり確認は必要だと思います。そういった確認を今後も続けまして、確認がとれ、日本一と断言できると、そうなった

段階には載せていくような形で、この来さまい大畑桜ロードをPRしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 載せれるとなれば、観光面等にかかなり大きなプラスになると考えますので、ぜひ早急に、できれば裏づけ調査のほうをお願いしたいと思います。

また、醸造酒の件については、質問ではないのですけれども、過去に大瀧議員のほうからも同様のご提案、そして特産品も含めた形の条例というふうな質問があったのですけれども、同僚議員のほうからも、ぜひ議員提案したほうがいいのではないかという声も結構あるものですから、それも含めてぜひ担当課さんとお話をさせていただきながら、議会としてもぜひ、ちょっとこれはまだ私個人の意見なのですけれども、取り組んでいきたいと思っております。

続いて、2項目めの市道の舗装修繕と上下水道工事の計画性について再質問いたします。実は、この疑問、私だけではなくて多くの市民が抱っていて、いろんな場面で聞く機会がありました。その距離数が全くない、ゼロキロというのは、正直意外であったのですけれども、同時にほっといたしました。

そこで、多くの市民の皆様がそういったイメージを持ってしまう要因は何であるか、また想定される事例がございましたら、ぜひお知らせ願います。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） お答えいたします。

上下水道工事とも、それぞれに国庫補助金の交付要綱がありまして、舗装の復旧方法については、上下水道工事は水道管を埋設しながら舗装を仮復旧

する工程を繰り返し、水道管理設終了後に本復旧をするということが原則とされております。

一方、下水道工事は道路占用協議において、下水道管を埋設した年度は舗装を仮復旧にとどめて工事を終え、翌年度に舗装の本復旧をする場合もあり、市民の皆様から見れば、せっかく舗装したのに次の年に舗装を取り壊し、再度舗装をし直しているように感じられているのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 確かにこの疑問を私も一般質問をする前に調べたら、他自治体でも結構同じような問い合わせというか、そういった質問が多いのか、公営企業局とか水道局のホームページ内のQアンドAに今のようなことが書かれていたのもちょっと目にしました。ぜひむつ市においても、そういったホームページ等にQアンドAを載せるようなこともぜひご検討願います。

済みません、もう一点だけ、2項目めについて質問させていただくのですが、緊急を要するものを除く市道の例えば舗装計画修繕、そして上下水道の計画というのは、それぞれ大体何カ年計画になっているのかだけ、最後1点よろしくお願います。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（萬年茂昭） 上下水道工事については、今、西通りで行っております簡易水道統合補助事業と、それからむつ地区、大畑地区で行われております上水道整備事業は、おの10年計画をもとにしてやっております。舗装の計画についても、多分同様の10年計画のもとで行われて、道路占用協議を行っております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 市道の舗装計画等につき

ましては、5カ年計画を基本に更新しているという状況でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ありがとうございます。

続いて、3項目めの発達障害の早期支援について再質問いたします。

まず、2点目のことばの教室の利用状況についての就学児への対応についてのほうから再質問します。むつ市内においてもそうですが、特に大畑、川内、脇野沢の保護者の皆様は、仕事の関係上、なかなか通わせたくても通わせられないといった悩みを持っています。そういった子供たちに対する対応が早急に必要だと考えるのですけれども、ご所見をお伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

大畑、川内と遠方の児童の通級に対する対応というか、支援ということでお答えいたします。特別支援教室就学奨励費の中で、児童の通級に係る経費として、公共交通機関等の利用料金を支援する制度があり、保護者の方へ通知しておりますが、現在利用されている方はおりません。特別な配慮を必要とする児童に対しては、少人数や個別での学習、複数の教員やスクールサポーターによる支援等、各学校において体制を整備して指導や支援をしております。

また、大部分の学校に設置されている特別支援学級においても、専門的な指導や支援をしている児童がおり、それぞれの学校において支援体制が整っているものと考えております。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 就学児の対応については、各学校の特別支援教室が充実していることから、通級しなくてもよいケースがふえているというような形だと思うのですが、逆にことばの教室を全く利用していない児童がいる学校はどの程度

あるかお知らせ願います。

○議長（浅利竹二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） 現在市内に学校が22校ありますけれども、今現在ことばの教室を利用している学校は4校でございますので、18校ございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ことばの教室の役割を各学校の特別支援教室で行えるのであれば、移動時間で通常授業の時間をロスすることもなく、インクルーシブ教育の推進にもつながると考えております。

そこで、もちろん何らかの理由で通級せざるを得ない児童の皆様には配慮しなければいけないのですけれども、前定例会ですばらしい教育大綱も策定されました。例えばそういったことばの教室、そして特別支援教室の役割といたしますか、枠組みを見直してもいいのではないかとこの時期に来ているのではないかと考えますが、教育長のご所見をお伺いします。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

ことばの教室等の役割を見直してもいいのではないかとこのようなご質問だと思いますけれども、現在のところ、むつ市の特別支援教育につきましては、議員ご指摘のとおり、教育大綱にも示されているように、特別支援教育を充実させる、その方向としては、まず1つ目としてはコーディネーターを中心とした校内の体制づくりであるとか、それから2つ目としては学習や生活支援等安全確保に尽力して下さっているスクールサポーターの配置であるとか、3つ目としては、長い目で一貫した支援を可能とする個別の教育支援計画の策定を柱に、きめ細かい支援により一人一人のお子さんの可能性を伸ばす教育を進めてまいりま

す。

そして、体制ということですが、学校によって、その児童・生徒数であるとか、それから職員数、また教室環境等が異なることから、それぞれの状況に応じて校長先生方のリーダーシップのもと、特別支援教育を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） わかりました。ぜひこの件に関しては、教育大綱を策定しました一人でもあります市長のほうからも、特別支援教室等の取り組みについて、ぜひご所見をお伺いいたすべくお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ことばの教室に限らず、特別支援教育の充実ということで、今般の教育政策大綱のほうには記述をさせていただいております。教育政策大綱のほうに記述させていただいているのは、これは主に就学児、小・中学生の話でありますけれども、このように書いてございます。「特別な配慮を要する子供に対し、自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばし、夢を育むという観点から、全ての教職員が一丸となって個々の状態に応じたきめ細かい指導・支援を更に充実させていく必要があります」というふうに書いてございますので、恐らく思いとしては原田議員と一緒にであろうかと私は思っております。

また、国の調査によりますと、特別支援教育の対象となる子供は増加傾向にありまして、通常の学級でも発達障害の可能性のある子供が6.5%程度在籍しているという報告があります。これまでもむつ市は「こどもは地域のたからである」ということをキャッチフレーズに一丸となって取り組んでまいりました。一人一人の教育的なニーズに

応えて適切な指導及び必要な支援を行っていくことが、繰り返しになりますけれども、必要であると考えております。

そうしたことを踏まえまして、先ほども答弁したとおりでありますけれども、子供たちや親御さんにも寄り添いながら、この問題にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） ありがとうございます。この件に関しては、十分考慮しなければならない点も多々あると思いますので、時間はかかるものの、支援を必要とする子供たちのために、時代に合った環境づくりをしていただきたいとお願いいたします。

続いて、同じくことばの教室の未就学児のほうなのですけれども、先般あるシンポジウムに参加したとき、もう既に定員オーバーしているというふうなお話もありました。遠方からの通級支援のほうも対応を聞きかたかったですけれども、それ以前にもし定員オーバーしているという状況であれば、まずは支援を必要とする全ての幼児に対応できる環境をつくるのが急務だと考えますが、改善に向けた来年度への取り組みについて、もしあればよろしくお願ひいたします。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（井田敦子） お答えします。

現在待機している方は10名ほどいると聞いております。それで、まずことばの教室を希望される場合は、教室に来ていただいて、療育指導員と面接して、希望する場合申し込みしていただくという流れになっています。しかし、年々希望者が増加傾向にあり、利用開始まで待っていただく場合も見られるようになっておりますが、待っていただいている保護者の方々には、家庭でできる対応

について情報提供するとともに、発達支援事業、遊びの教室の利用や他機関の療育サービスについて情報提供し、活用の検討、調整などを行っております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） ここにいる皆様はご承知だとは思いますが、この時期の支援、小学校への就学に向けて非常に大切なものとなります。ぜひ発達障害の幼児もしくは障害はないものの、発達におくれを感じている幼児の皆様もことばの教室を利用していると思いますので、待機することのない体制の構築をぜひともよろしくお願ひいたします。

保健師への発達のおくれに関する相談件数についてですけれども、むつ市内に相談に見える保護者の皆様は、そこに至るまで悩みに悩み、そして中には人目を忍ぶように相談にいらっしゃる方もいらっしゃると思います。それと同時に、さまざまな選択肢を模索しながら、多分訪問されています。そこで、むつ市内において、障害に関する相談機関、県、市、民間問わずどの程度あるのか、お知らせ願ひます。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（井田敦子） お答えいたします。

一般的な相談全般については、各庁舎の保健師、それから相談支援事業所が3カ所あります。発達障害については、2カ所ございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 相談に見えた保護者様には、いろんな選択肢があると、多分少しだけでもほっとするような安堵感が出ると思いますので、その特性に関係なく、そういった相談施設が一覧で明示できるようリーフレットとかを用意していた

だいて、ぜひお渡しいただければなと思います。

最後に1点目の5歳児健診についてでございます。非常に厳しい、厳しいといえますか、なかなか思うようにはいかないなという形で答弁いただきました。実際平成20年度の当初予算に5歳児健診費が計上されており、平成22年度の当初予算には5歳児発達相談研修費というものが計上されて、非常に前向きに取り組んでいらっしゃいました。

むつ市議会第203回定例会の予算審査特別委員会においても、当時の保健福祉部長から5歳児健診は本当はやりたいといった答弁があったり、当時の市長である宮下順一郎市長からも、積極的に取り組まなければいけないといった非常に前向きな答弁がされていました。もちろんなかなかマンパワー的に厳しいということもあり、難しいというのは非常に感じたのですけれども、ただ2項目めのことばの教室の未就学児の定員がもうオーバーしているという状況、そして相談件数が年々ふえていっているという状況を見ると、やっぱり潜在的に持っている児童がどのぐらいいるのかというのを把握しないと、ことばの教室自体の体制づくりもまたできていかないのではないかというふうに考えます。そこで、健診後の、1歳6カ月児健診後、3歳児健診後において、相談に対する強化と継続的支援、そして保育施設巡回相談を強化していくというお話だったのですけれども、実際今までも強化されているとは思うのですけれども、どのような形で保育所巡回、保育士さんとの強化をされているのか、もし事例がありましたらよろしくお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

巡回の具体的な事例については、これは事務方から答弁をさせていただきますけれども、平成20年度の経緯につきましては、少し私から説明さ

せていただきます。

平成20年度の予算案を、これをつくる前の段階で、これは当時鎌田議員からだと思えますけれども、ご質問いただいております際には、鎌田議員も含めて我々にも大きなそういう意味での理想がありました。ですから、そのときには5歳児健診というものをしっかりやって、就学前には就学につながる形をつくりたいということだったのだと思います。そういう意味では、5歳児健診が就学前のお子様の状況を知っていただくために適切な時期であるということは、今もその当時も変わらない我々の認識であります。

ですけれども、その当時、医師も含めて専門スタッフの不足ということ、あるいは健診後の受け皿という観点から実現できなかったということは、実はこれはその現状変わっていないといえますか、そういう事情がありまして、とりわけ医師も含めた専門スタッフがこの地域になかなか健診全体をやるには整っていないという現状があります。そうしたことを踏まえて、しかしながらこの5歳児健診というものと同じ効果を少なくともこの行政が、我々だけでも出したいという観点から、保育施設巡回相談やご相談に応じて家庭訪問にまで我々は行っているということでもあります。

ですから、そういった意味では、5歳児健診の実現というのは、非常に地域全体で取り組まなければいけないことで、我々のちょっと力の及ばない部分もあるわけですが、いずれにしてもお子様たち、そして親御さんに寄り添いながら、これと同じ効果が出るよう現実的な政策として今実施しているということをご理解をいただきたいと思えます。

具体的な巡回についての内容については、事務方からの答弁とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（井田敦子） お答

えいたします。

具体的な取り組みといたしましては、平成21年度から毎年継続して保育所施設関係者を対象に発達支援についての研修会を開催しております。それと、巡回相談の施設もふやして、今は全施設実施しております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 原田議員、そろそろ質問をまとめてください。1番。

○1番（原田敏匡） 実は私、保育園のほうにも何園か行って、保育士さんとかかわり合いのところも伺ってまいりました。ぜひもうちょっと強目に保育士さんのほうにも積極的にこちらのほうから取り組んでいただいて、いろいろお話、もっともっと聞いていただければと思います。

発達障害を持つ子供やその保護者、全ての皆様に待機せずサポートできる体制づくりの構築をお願いして、むつ市議会第231回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅利竹二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎菊池光弘議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、菊池光弘議員の登壇を求めます。11番菊池光弘議員。

（11番 菊池光弘議員登壇）

○11番（菊池光弘） おはようございます。公明・政友会の菊池光弘でございます。むつ市議会第231回定例会に当たり一般質問をいたします。

今回の一般質問は、1、定住促進事業について、2、無電柱化の推進について、以上2点について質問をいたします。市長並びに理事者の皆様、誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

質問の第1、定住促進事業についてお伺いします。昨年10月19日、岡山県瀬戸内市、20日、兵庫県朝来市に総務教育常任委員会で、いずれも定住促進事業について行政視察してまいりました。今回は、住みたい田舎ベストランキング2016で全国1位の朝来市に絞って定住促進事業を紹介しながら質問させていただきます。

朝来市は、平成17年4月1日に旧朝来郡4町が合併し誕生しました。人口は2010年の時点で約3万3,000人、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には約2万2,000人になると推計されております。兵庫県のほぼ中央に位置し、茶すり山古墳を初めとする多くの古代遺産、国史跡の竹田城跡や史跡の生野銀山などの中世から近世にかけての遺産など、歴史文化遺産に恵まれたまちを生かしつつ、定住促進事業に力を入れております。

平成27年に策定した朝来市創生総合戦略にてシビックプライド（まちへの愛着や誇り）、自負心を醸成し、朝来市を担い、貢献していく「ひと」をつくり、その「ひと」が魅力ある多様な「しごと」をつくり、その「ひと」と「しごと」が希望を持ち、豊かな暮らしを営める「まち」をつくり、その「まち」が「ひと」を呼び込むという好循環の確立を目指すという基本理念を掲げております。

「ひとづくり」では、「ふるさと愛の醸成などによるふるさと回帰の促進」や「新しい人の流れをつくる移住を促進」などを行うことによって、朝来市を支える人財を確保・育成することとしております。

「しごとづくり」では、「産業振興と雇用促進」

「朝来市の強みを活かした観光創生」などを行うことによって、「安定したしごと」「やりがいのあるしごと」づくりを推進することとしております。

さらに「まちづくり」においては、地域自治協議会や自治会などと連携・強化を図りながら、「地域の主体的なまちづくりを進める」とともに、「朝来市の魅力を発信」「広域連携」を行いながら、地域の活性化を図ることとしております。

そして、この「ひと」「しごと」「まち」の好循環によって人口減少を食い止め、次世代につながるまちづくりを進めようと考えております。

また、朝来市では、「朝来暮らし、はじめませんか」という田舎暮らしガイドを作成し、住みたいまちに住めるよう支援制度も充実したガイドとなっておりますと強調、中でもあさご暮らし体験住宅では、月3万円で1カ月から12カ月まで入ることができ、家電製品や家具など生活に必要な設備が備えつけられた1戸建ての住宅であります。すぐにでも生活ができるスタイルとなっております。借りている間に就職活動や住まい探しの拠点などに利用できることとなっております。

住まい探しは、空き家バンク制度があり、市内にある空き家を有効利用するため、市内の宅地建物取引業者と連携して空き家の紹介を行っております。住宅を新築、購入される方には、最大90万円の補助、空き家を購入され、リフォームする方は最大70万円補助、空き家、空き店舗などを利用して事業を始められる方には最大200万円補助、ほかにも子育て支援、婚活、U I J ターンサポート、ICTサテライトオフィス進出支援等充実しております。住みたい田舎全国1位の風格が漂っております。

さて、当市でも朝来市に負けないむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されております。むつ市の総人口は、1985年、昭和60年に7万

1,857人でピークを迎え、その後一貫して減少し、2020年、平成32年には4万1,599人にまで減少すると推計されており、2010年、平成22年と比較すると1万9,467人減少するとされております。

この急速に進行する人口減少及び高齢化に対応するため、本市における人口の現状と将来の姿、そして今後目指すべき将来の方向性を提示するむつ市人口ビジョンを踏まえ、具体的な施策をまとめたのがむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略であります。基本理念として、「まち・ひと・しごとの創生を確かなものにするため、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、本市への新たな人の流れを生み出し、そして、この好循環を支える「まち」に活力を取り戻す」としております。

また、むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標として、1、「地域に活力 しごとあふれる希望のまち」、2、「あふれる魅力 ひとがあつまる 希望のまち」、3、「かがやく未来子どもはぐくむ 希望のまち」、4、「誇れるふるさと ところ安らぐ 希望のまち」を設定しております。このすばらしい基本理念、基本目標を現実に実現していくためのさまざまな支援制度を考え実行している今現在でございます。

今現在の支援制度をわかりやすく説明したむつ市田舎暮らしガイドをつくり、全国の田舎暮らしを考えている方々にアピールすべきと考えるところであります。

以上のことを踏まえ、質問に入ります。

まず、空き家の活用促進についてお伺いします。当市においても、少子高齢化や核家族等が相まって、住居の移転等で空き家が増加しております。特定空家を除いて、まだ住めるような空き家に対してどのような考えなのか、また空き家バンク制度に関してどのように考えているのか、市長のご所見をお伺いします。

次に、多世代同居等住みかえについてお伺いします。朝来市では、多世代同居等住みかえ支援事業として、世代間で支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、子育て支援、高齢者の同居減少及び家族の支えによる女性の就業支援等を目的として、2世代以上の同居、隣居、また近居に要する費用の一部を最大10万円補助という制度があります。当市では、多世代同居等に関しての施策があるのかお伺いします。

次に、移住起業者支援についてお伺いします。朝来市では、空き家や空き店舗を利用して事業を始められる方には最大200万円の補助、これは起業に要する費用の一部を補助とあります。当市では、空き家や空き店舗を利用して移住し、起業したい方に対してどのような施策があるのかお伺いします。

次に、地域おこし協力隊についてお伺いします。地域おこし協力隊については、過去も何度か質問いたしました。朝来市に行って、地域おこし協力隊はすばらしいと話を聞き、再度質問することとしました。

地域おこし協力隊の狙いは何か。総務省において、自然と共生を基本としてきた我が国の歴史、文化に基づき、豊かな自然環境を守りながら活力ある地域社会を形成するために新たに地域力創造プラン、自然との共生を核としてのプランを平成20年12月19日に発表しました。このプランにおいては、第2番目の柱として、地域連携により自然との共生の推進を図ることとしております。その取り組みの一つとなる地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に誘致し、その定住定着を図ることで意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくことを目的とする取り組みであります。

総務省は、隊員1人につき報償費等原則200万

円、上限400万円を財政支援しております。事業推進に当たっての留意事項については、「地方自治体は、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるように複数人の受け入れを同時に行うとともに、地域おこし協力隊員が地域協力活動を終了した後も定住・定着できるように地域おこし協力隊員に対する生活支援・就職支援を同時に進めることが有効である。また、地域おこし協力隊員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ地域協力活動の年間プログラムを作成し、地域協力隊の全体をコーディネートするなど、責任を持って地域おこし協力隊員を受け入れることが求められる。その他地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるように、必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保などに配慮することが重要であり、地域おこし協力隊は地方公共団体が自主的、主体的に取り組むものであり、総務省はその取り組み実績を事後的に調査のうえ財政上の支援措置を講ずるものである。したがって、国に対する事前の申請等特段の行為は要しません」とあります。

朝来市では、毎年2名から3名募集しております。ことしも3名募集したところではありますが、当市においても先ほどの留意事項にもありましたが、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるように、複数の受け入れを同時に行うよう、2名から募集していただきたいと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第2、無電柱化の推進についてお伺いします。電線の地下埋設など、計画作成を国に義務づけ、無電柱化推進法が成立いたしました。計画には、電柱の新設抑制や撤去に向けた目標を盛り込むことと、政府に対し、財政、税制上の措置を求めていることが柱であります。

我が国には、3,500万本を越す電柱があり、毎年7万本のペースでふえ続けております。 Rond

ンやパリ、香港では100%の無電柱化を実現している反面、日本の無電柱化率は最も整備が進む東京都でも5%弱とおくれております。法整備を契機に予算確保や政策推進で対策を加速させていただきたいところであります。

電柱や電線は、大規模災害時、避難や援助、復旧に支障を来します。東日本大震災では、5万6,000本以上が倒壊し、被災者や緊急車両の通行を妨げ、台風や竜巻が列島を襲うたびに被害が発生し、大規模な停電も頻発しております。一方で、8,000本以上の電柱が倒壊した阪神・淡路大震災では、激しい揺れに見舞われた神戸地区における地中の電話回線の被害が、電柱などにかかるケーブル線の約80分の1だったとの報告、無電柱化が防災上大きな意義を持つことは明白であります。

歩道の拡幅による交通事故の防止やバリアフリー化の推進、景観の改善の面でもメリットが大きい。にもかかわらず、電線の地中化が進まない最大の要因は、高いコストであります。工事費は、国や自治体、電力、通信会社などが負担するが、1キロメートル当たり約5億円と、電柱に比べて10から20倍かかるとされております。そこで、国は低コスト化に力を入れ、電線を地中に埋める深さの基準を交通量に応じて浅くしました。また、自治体も官民が連携し、知恵を絞ってさらなる低コスト化を進めていってほしいと訴えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。無電柱化の推進に関する法律が施行されたからには、当市においても無電柱化推進計画、いずれは策定することになります。当市の最大の祭り田名部まつりでは、運行上電線が邪魔な箇所、例えば本町周辺等あります。また、歩道の狭い箇所に電柱があり、邪魔な箇所も多々あります。特に当市の最大の祭り田名部まつりでは、運行上、電線が低く垂れ下がっているところでは電線を押上げ、山が

通り過ぎるまで押し上げていなければならない。それも両端で押し上げなければなりません。また、山が通り過ぎるまでの間に電線が垂れ下がってれば、別の電線上げる人が必要で、結局電線上げる人は何人も必要になるわけであります。また、山は動き始めれば簡単にとめることは難しい。もし電線に引っ掛け、そのまま動けば電線を切る可能性があり、とても危険であります。田名部まつりが安心安全に運行できるように、また去年は台風で数多くの被害も発生しております。災害の防止や円滑な交通の確保のために無電柱化を推進する考えはないか、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 菊池光弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、定住促進事業についてのご質問の1点目、空き家の活用促進についてお答えいたします。現在当市における空き家に関する状況といたしましては、総務省統計局による平成25年住宅土地統計調査では、賃貸や売却用も含めて空き家戸数が4,650戸、総住宅数2万8,560戸に対して空き家率が16.3%となっており、全国平均の13.5%、青森県平均の13.8%より高い数値となっております。

また、市がこれまで町内会や市民の皆様からの情報提供により把握している危険な空き家は、平成24年度では40戸、平成28年度の調査では、2月1日現在124戸と増加傾向にあります。これらの現状に加え、人口減少、少子化、世帯数の減少からすれば、さらなる空き家の増加が懸念される所でございます。

当市におきましては、生活環境に影響を及ぼす空き家への取り組みのため、平成24年12月にむつ市空き家等の適正管理に関する条例を制定したと

ころであります。平成26年11月、空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、適切な管理が行われていない空き家等に関して、法に基づいて対策を進めることが可能となりました。

市といたしましても、空き家撤去だけの考え方だけでなく、コンパクト・プラス・ネットワークと光のアゲハがいつまでも輝き続けることを目指し、先日公表いたしました立地適正化計画と整合させ、まちづくりについての視点を加えた空き家等対策計画を平成29年秋ごろまでに策定することとし、現在業務を進めているところであります。

議員ご質問の空き家の活用促進についてですが、生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等への対応方法のほか、利活用に向けた取り組み方法、また空き家空き地バンクなどについて計画に盛り込むものとして検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、多世代同居等住みかえについてお答えいたします。定住促進の方策として、Uターン等による多世代同居を促すため、住宅のリフォーム費用や引っ越しにかかる費用を補助してはどうかのご質問であります。多世代が同居することで祖父母等の支援を受けやすくなり、共働きでも安心して育児ができる環境が整うことや、家族で住むことによって高齢者の方々が安心や生きがいを得、健康寿命を延伸するといった効果が期待されますが、一方で一定の財政負担を伴うこととなります。

多世代同居のためのリフォーム費用や引っ越し費用の補助につきましては、今後調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、移住起業支援についてお答えいたします。むつ市では、平成27年度より下北5市町村が連携して、産業競争力強化法に基づく下北地域広域創業支援事業計画を策定し、

年間延べ76名の創業相談と、年間18件の創業実現を目標に創業支援に取り組んでおります。

例えばUターン、Iターンで下北に戻ってきた方が一つの選択肢として創業を目指そうとする場合には、ワンストップで創業支援を行う体制も整えており、平成27年度からこれまでの移住者からの相談件数は延べ15件あり、そのうち3人の方が起業しております。

また、青森県の事業であります。首都圏や大阪、名古屋、仙台周辺にお住まいで青森県内にU、I、Jターン創業を考えている方を対象とした「あおりU I Jターン創業相談会」が行われております。既に移住された方で、例えば3年以内に創業しようとする方を対象とした支援については、地元で生まれ、地元で育ってきた方が創業しようとする場合との公平性や政策的な位置づけを含め、移住起業家への支援を調査研究してまいりたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、地域おこし協力隊についてお答えいたします。この制度は、地方の自治体が都市地域からの移住者を受け入れ、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動へ寄与していただきながら、その地域への定住定着を図るものであります。

過疎、山村、離島などの地理的な要件に該当する地方自治体が活用する場合には、経費の交付税措置がとられることもあり、多くの地域で受け入れが検討されているものと認識しております。

平成21年度の制度開始当初の実施状況は、受け入れた自治体は31で、隊員の人数は89名でありましたが、平成27年度実績では673自治体で、合計2,625名の隊員が採用され、地域おこし協力隊が全国的に活用されていることが見受けられます。

青森県内の状況につきましては、平成27年度では10市町村が採用しており、弘前市では弘前大学

が地域おこし協力隊の隊員と連携、サポートする形で地域住民の方々と会議を行ったりイベントの企画を手がけたほか、南部町では隊員がSNSを用いて地域の特産品である菊の花のPRや商品開発、販路の開拓を行っております。

このように全国的な広がりを見せている地域おこし協力隊ではありますが、この制度をうまく活用し、ご応募いただいた方が最大限力を発揮できる環境とするためには、その地域の自治体を初め住民の方々の受け入れ態勢の整備や隊員の活動と自治体が描くビジョンの方向性ととのマッチングが不可欠であり、住民、自治体、そして地域おこし協力隊の3者が一体となって連携することが求められます。

当市においては、例えばジオパーク活動の推進等大きな事業を実施する場合には、ジオパーク推進員という形で外部から専門分野の人材を採用しておりますし、また平成29年度からの市職員の採用においては、新しくU、I、Jターン枠を設け、即戦力となる人材の確保に努めているところであります。

そのうえで、地域ブランドの開発、販売、PR等、地域おこし協力隊の活動が求められることとなり、かつ地域の力をより高めるために必要であると判断できる場合には、今後採用を検討していくものであると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、無電柱化の推進についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

○議長（浅利竹二郎） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 無電柱化の推進についてのご質問の1点目、本町周辺の無電柱化について及びご質問の2点目、国道沿いの狭い歩道の無電柱化については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

昨年12月に災害の防止、安全かつ円滑な交通の

確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する法律が定められたところであります。この中で国の責務等に関し、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定、実施、事業者においては道路上の電柱の設置抑制や技術開発、また国民においては無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力するなどが示されております。

無電柱化は、災害時の電柱倒壊による道路交通網の閉鎖や断線による漏電火災の抑制等、防災性が高まるとともに、日々の生活を考えても、歩行者や車椅子が通行しやすくなり、まちの景観も向上するほか、田名部まつりや大湊ネブタの運行の利便性が向上するなど多くの利点がある一方で、地上に電線類を設置するのに比べて約10倍以上と多額な費用を要することや、インターネット等の通信事業者、さらに電力自由化に伴う供給事業者の多数化による管路占用料設定額の複雑化等懸念されるところであります。

このようなことから、現在当市では無電柱化の計画はございませんが、将来に向けた無電柱化への取り組みにつきましては、防災対策、景観の向上等、まちづくりの観点からも今後研究していく必要があるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 答弁ありがとうございます。

では、再質問のほうに移りたいと思います。

まず、空き家の活用促進についてお伺いいたします。当市では、空き家バンクはまだ今のところ考えていない、またこれから空き家に対しても使える空き家は修理して使っていきたいような趣旨でありました。

今空き家対策に対しては、当市ではコンパクトシティの観点も踏まえた、またアゲハ夜景を含めた景観も考えているということで、かなり考えていることはすばらしいと思います。しかしながら、

空き家対策に対しては、各町内会なんかでも、ネットを見ると、市でアンケートをとったのがありますけれども、その中でやはり空き家を使えるようにしてほしい、使えないのは、すぐ壊してほしいというようなアンケートがたくさんありました。そして、やはりその空き家を活用して売ればいいのではないかともあります。

朝来市の例で言いますと、空き家バンクを利用して、また定住促進に向けた、市で空き家を改修して、そこに一時的に住めるようにして、1カ月3万円で貸したりするようなものもつくっております。これは、当市においても1棟、2棟建てて、そういうふうに住んで暮らせるように、体験する体験住宅を進めていってほしいなと思っておりますけれども、市長、どうでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

市の住宅政策にかかわることですので、少し整理してお話しさせていただきますと、まず市の住宅政策の第一は、低所得者向け住宅ということで市営住宅を、これ提供しているということがございます。そういった中で、これからこの市営住宅のあり方も考えていくということなのですが、少し踏み込んでその点をお話しさせていただければ、例えば高齢者向けにするだとか、あるいは多世代が交流できるような住宅にするだとか、あるいは若い世帯の方々が入れるようにするだとか、そういったことをこれから考えていかなければいけないですし、この問題の一番重要な点は、民業を圧迫してはならないということなのです。民業を圧迫しないような形で公共住宅を提供していくということだと思っています。

その観点からいけば、例えば今こういう住み方を提案してはどうかということの仮に需要があるとすると、もうそれは既に民間のほうで提供されているような話だと私は認識しています。ですか

ら、そこをあえて我々のところで提案するような形ではないのではないかなというふうに感じているというか、そういうふうを考えているところです。

そして、先ほどちょっと誤解があるようですがけれども、私の答弁としては、空き家空き地バンクについては、これは計画に盛り込むということで今後やっていくということですので、その点は重ねてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） ありがとうございます。本当にこういうものもちょっと盛り込んで考えていってほしいと思います。

次に、多世代世帯についてお伺いします。私もこっちに帰ってくるときにUターンフェアがありまして、こっちの就職先の方と面接して、新鋭産業のほうに入ることができたのですが、こっちに帰ってきて、私の場合は親が倒れて、急遽親の面倒を見るような形で帰ってきました。今若者が結婚して一回親元を離れる、多世代になるのですが、そういう人たちは、子供ができて、子育てが大変だということになると、また親と一緒に生活したほうが今後利点がたくさん出てきます。そういう観点からも、一緒に2世帯、3世帯暮らすような生活スタイルというのがこれからまた考えなければならぬ世の中になると私は考えております。そういう中で、ちょっとした支援とか、そういうようなのを市で考えているならば教えてほしいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

これも先ほど答弁させていただいたとおりであります。菊池光弘議員がおっしゃるように、多世代同居というスタイルがこれから社会のニーズにふさわしい形になってくるのではないかと問題意識については、私もそのとおりだというふう

に思いますけれども、ただ多くあるさまざまな支援の中で、それに特化して今補助をするということは現時点では考えておりませんので、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） そのとおりだと思います。できれば、ある程度支援も行っていってほしい、このように思います。

次に、移住起業支援についてお伺いしたいのですが、当市において3月2日にむつ市創業相談ルームというのをネットで見て、たまたま自分が市民相談された中で、自分の技術を生かして創業したいというふうな人がいまして、すぐここに相談をするように言ったのですが、当市としてもいろいろ創業に関して、こういうふうなアイデアを出して実行しているということはすごいことだと思っております。本当は、創業したくて創業を考えている人は、まだまだたくさんあると思いますので、今3月2日にこういうものが発表されましたので、市民もかなり喜んでいるのではないかと考えております。

それに対しての再質問はありません。これからもどんどん続けていってほしいなと考えております。

次は、地域おこし協力隊員についてなのですが、今回私一般質問で、このことだけはやはり強力に進めていってほしいなと思って一般質問しております。

地域おこし協力隊員というのは、自分で何かやりたい、また地方に行って何かをやりたいのだという希望を持って、夢を持っている人が多いと思うのです。そういう中でそういう隊員が来たら、あなたはもう何でもできるのだというふうな目で見るとはなくて、3年かけて成功させていくようなスタイルに持っていくようなものだと感じております。いろいろな体験、あれを見ていると、成

功した人たちも結構あります。

当市で今一番必要なのは観光問題とか6次産業化とか、そういうふうなのが求められるもので、地域おこし協力隊員が欲しいような感じで私は今質問するのですが、観光また食品に関しても、6次産業化に関しても、例えば一球入魂かぼちゃとかアピオスに力を入れております。そういう地域おこし協力隊員にその農家の人と一緒につくらせる、一球入魂かぼちゃ、アピオスなど。つくらせた結果、やっぱりうまいというのがわかる。それを6次産業化に進めていくにはどうすればいいのかというふうなもので、その人たちは考えていくと思うのです。また、そういうことで自分の仕事としてここに生きていくのだというふうな形で残して、自分らもそこに定住する方々が多いのです。そういう方々が、むつ市に来たいと思っても、募集がかからなければ来ることはないし、やはり募集をかけてみて、それから始まることだと思います。

そういう人たちを募集しない、今現在まで募集しなかったというのは先ほどの答弁の中の事情ではわかりましたけれども、まず複数人、2名でも募集していけば、結果はおのずと後から出てくると思うし、3年後に、その1年、2年、3年まで働く期間なので、それを生かして進めていってほしいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

地域おこし協力隊という制度、これ私も菊池光弘議員と同様に大変すばらしい制度だというふうに認識をしているところであります。そして、何よりも恐らくこの議場にいられるほとんど全ての方が、一旦は外に出て戻ってこられているので、ある意味みんなが地域おこし協力隊と、そういうイメージも私自身は持っています。

そして、先ほどの答弁の中で私こういうふう

申し上げました。全国的な広がりを見せている地域おこし協力隊ではありますが、この制度をうまく活用し、ご応募いただいた方が最大限力を発揮できる環境とするためには、その地域の自治体を初め住民の方々の受け入れ態勢の整備や隊員の活動と自治体が描くビジョンの方向性とのマッチングが不可欠であり、住民、自治体、そして地域おこし協力隊員の3者が一体となって連携することが求められますというふうなことでお答えをしています。この真意は、まさに今提案していただいた、例えば一球入魂かぼちゃですとかアピオスとかをやったほうがいいのではないかという思いが菊池光弘議員はあるということです。

ところが、我々そういうお話を、その生産者からは聞いてはないわけです。実際にそういう生産者の方々とか、そういう取り組まれている方々が地域おこし協力隊の協力を得たいというお話があって、それについて初めて私たちがそれに応募をかけて、そしていろんな条件がその中でもあると思いますけれども、その条件がマッチングした方が来て、やっと初めて活躍できると。そういう流れになるというふうに思っておりますので、そういういった地域おこし協力隊が必要だという声が我々からだけではなくて、やはり地域の方々からあった場合には、これをしっかりと推進していくということだと思っておりますので、それは先ほど私が答弁した中でもそのようなことを言っておりますけれども、今後採用を検討していくという趣旨はそういったところでございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） 本当に自分も勘違いしていた部分があると思います。受け入れ態勢が整備されていて、ここで必要だから募集するのだという今市長の答弁でした。私は、来てからその人が、その人に合う何かを探すのはその1年目、来て初め

から何ができるかわからない人に何しろというふうなものではなくて、来て、あなた、来たのだから、むつ市のいいところをずっと見てこいと、1カ月でも見てこいと。そういうような形で、むつ市のいいところを探したうえで、その人が、ああこれをやりたいのだというふうに思って自分が進んでいくのが地域おこし協力隊員だと思っておりました。そういう人も多分いると思っております。ただ、こういう事業をしたいのだ、では一球入魂かぼちゃをつくりたいのだといって募集をかけて、そういう人がすぐ来るかと思ったら、私はそうではないと思うのです。だから、来なかったら、その年またなくなってしまうというか。やっぱりむつ市に住みたいのだけれども、何していいかわからない人という、その隊員の中でもそういう人がいると思うのです。ただ、何かしたい、まちのために何かしたいというのが地域おこし協力隊員だと私は思っておりました。でも、今市長の考えもそうなのかなと思いつつ、でもまず募集をかけて何人応募が来るのか、やってみなければわからないのではないかと私は考えますが、市長、どうですか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今菊池光弘議員の中でご発言があったと思うのですが、むつ市に住みたいのだけれども何をしたらいいかわからないというような方は、恐らく仕事を探すのも非常に大変で、結果的にその方が本当に地域おこし協力隊員として特別な仕事ができるかという、私はそれは疑問に思います。ですから、まずは地域おこし協力隊員だとしても、特別の何かの経験やスキルを持っている方、それが生かせる環境がむつ市にあること、そしてその環境を求める人たちがいること、その3者がしっかりとマッチしたときにこの制度を推進するということになると思いますし、まさに弘前がそういう事例で進めていると私

は認識しています。

○議長（浅利竹二郎） 11番。

○11番（菊池光弘） わかりました。

今国では、3,000人を目標としておりました。この年、今年度時点で二千六百何人でしたか、そういうような感じなので、3,000人にもあともう少しというふうになっております。これがずっと続くかという国の考えなのかはまだわかりませんが、3,000人は地域おこし協力隊員をふやしていくのだという国の方針でありますので、なるべく早くそういう募集をかけてもらいたいと思います。

次に、無電柱化の推進についてお伺いいたします。無電柱化の推進は、この間決定されたもので、計画とか立てているような状態ではないのですけれども、また無電柱化に関してはお金もかなりかかるということなので、すぐにやってほしいというようなものではないのですけれども、でも石川県金沢市の例を挙げますと、電線を建物の軒下に設置する方式など効果的な手法を採用し成果を上げている、こうしたモデルケースを全国的に広げていってはどうかというふうに、国でも何かモデルになるようなものが欲しいなというふうなものなのですよ。

やはり国土交通省のあれです。市長は、こういうものを考えるのがすごく得意ではないかと思っ、て、今また早くこういうようなのを作成すれば、モデルケースとしてまたむつ市が有名になっていくのではないかと、思って今回一般質問しましたけれども。

でも無電柱化が必要なのは、田名部まつりなんかは、本当にむつ市にあれだけ人が来るのかというぐらい来ます。そういう中で、電線が邪魔で運行に支障を来すとか、電線が切れてしまったという事故があったとすれば運行できなくなるような、そういうふうなことになるか、ねえなと思いま

すので、なるべく早く計画を立て、またモデルケースになるように官民挙げて知恵を絞ってってもらいたいなと考えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで、菊池光弘議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午前 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 1 5 分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第231回定例会において一般質問を行います。

国会では、2017年度の予算案が衆議院を通過しました。東京新聞では「アベノミクスの陰り」、朝日新聞では「安倍色事業は上積み」などと政権の行き詰まりと軍事偏重を指摘しています。

1つ目の特徴として、第2次安倍政権発足以来、5年連続で軍事費が増額され、5兆1,251億円と過去最高額となっています。

2つ目の特徴は、暮らしにかかわる予算の削減、抑制です。とりわけ医療、介護等の社会保障予算は高齢化の進展に自然増額分を1,400億円削減し、高齢者、現役世代にも負担増を迫っています。

さて、ことしは憲法施行70年の年です。明文改憲へ向けての動きが活発化してきています。2012年4月にまとめられた自民党の改憲案では、

第9条の2項に「国防軍創設」と明記、また現憲法第13条の前半部分、現憲法では、「すべて国民は、個人として尊重される」から「人として尊重される」とし、後半部分の国民の権利について、現憲法は「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と続いています。改憲案では、「公共の福祉」を削って、「公益及び公の秩序に反しない限り」に置きかえるなど、平和主義と基本的人権の尊重という太い柱が薄められようとしており、多くの方々から警鐘が鳴らされています。地方議員の一人として、憲法を暮らしに生かすという立場で、憲法施行70年のことし、多くの皆さんと手をつなぎ、次の世代に受け継いでいきたいという決意を改めて固めています。

さて、国際社会においても、障害のある方の権利保障に向けた取り組みが進められ、2006年には国連総会で障害者権利条約が採択されました。日本も翌年の2007年に署名し、以降国内法の整備が進められてきています。2011年には障害者基本法改正、2013年には障害者差別解消法、2012年には障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法制定と続きました。この障害者総合支援法では、基本的人権を共有する個人としての必要な障害福祉サービスにかかわる給付に加え、地域生活支援事業を総合的に行うとしています。

むつ市では、この障害者総合支援法に基づいて、第4期障害福祉計画を策定しています。先日、孫が障害児童という知り合いの方と話す機会がありました。祖母に当たるその方は言うまでもなく、若いママ、パパである父母も年齢を重ねていき、その子が学校を卒業する18歳を超えたときの将来不安を話していました。若い父母は、その子の障害をしっかりと受けとめ、その子のことを地域の方々に話せるようになった、話しているということを知り、さまざまな葛藤、悩みを乗り越えた家

族の姿に心を打たれてきました。地域で支える体制を、共生する社会をともに築いていきたいと感じて帰ってきました。

そこで、1つ目として、福祉サービスの充実ということで、障害者の生活支援について質問いたします。むつ市のパンフレットなどを見ると、さまざまな事業所によるさまざまなサービスが書いてありますが、今施設入所ではなく地域へという方向で施策が打ち出されていますが、社会に出たときの受け皿は確立しているのでしょうか。むつ市の現状と課題について答弁を求めます。

2つ目の質問、市民生活の安心についてということで、公共交通の利便性について質問いたします。政府は、2015年にお年寄りが運転しなくても便利に暮らせる社会を目指して、高齢化、人口減少などに対応するために2013年に制定された交通政策基本法に基づく初めての白書を決定しました。高齢ドライバーの免許返納率や死亡事故の割合は増加傾向にあり、地域公共交通の充実は交通安全上重要と指摘しています。また、国土交通省は2014年に改正した地域公共交通活性化再生法で、地域交通のネットワークの再編に取り組む事業と、自治体、住民を支援する仕組みを整備しました。バス路線を効率化し、コストの低い小型バスや乗合タクシーで補うなどの計画をつくれば、国が補助を手厚くする仕組みです。

各地で動きが始まっています。弘前市では、弘前市公共交通会議を開き、弘前市地域公共交通再編実施計画案を協議し、赤字額の特に大きい路線について一部を予約型乗合タクシーに切りかえ、各地域の拠点まで運行し、路線バスに接続する等の計画素案をつくっています。鯉ヶ沢町では、路線バスとスクールバスを統合するコミュニティバス事業の準備を進めています。

むつ市の地方創生総合戦略では、立地適正化計画による都市機能誘導区域、居住誘導区域を複数

定め、また各分庁舎を中心に周辺拠点と位置づけ、それらが交通ネットワークで接続されるまちづくりとしていますが、現状は公共施設、学校、病院の集約化が速いスピードで進み、路線バスの利便性は立ちおくれてきています。

川内と旧むつ市の沿線に住む方の声ですが、「高齢になり免許証を思い切って返納したため、緑ヶ丘の今まで通っていた病院に行けなくなった。むつ病院でバスを下車、緑ヶ丘まで歩けないので、タクシーを頼んだり、親戚に電話したりしていたが、むつ病院の眼科にかえた結果、混んで大変」と言っています。緑ヶ丘地域は、眼科、整形外科、小児科、歯科が集中して建っています。川内から十二木の医療機関に治療とリハビリに来ていた方も、送迎バスがなくなり、バス、タクシーと乗り継いでいる、脇野沢からタクシーで来ているという声も聞こえてきました。緑ヶ丘方面行きの路線バスのルートをふやしていただけないか、ひとつ答弁を求めます。

また、住宅地の集中が進み、人口密度の高い地域でバス路線の通っていない地域もあります。今定例会に提案されるむつ市総合経営計画によると、地域公共交通網形成計画の策定を目指すとあります。住民のニーズを酌み取り、またスクールバス高校通学も踏まえ、ともに統合した地域ネットワークの計画づくりをすべきと思いますが、いかがでしょうか。

第3点目として、交通安全対策についてです。大湊駅周辺の歩行者安全対策について伺います。昨年大湊駅周辺で、歩行者2人の方が6月と12月に事故に遭いました。大きな事故で、1人の方は手術し、1カ月以上も入院しました。2人目の方は、いまだに意識不明の状態と聞いています。大湊駅前には道路を挟んで商業施設、銀行、郵便局があります。ATMも郵便局、銀行2つと3カ所あり、特に年金支給日は混み合っているようです。

緩いカーブとなっているため、大湊駅側からは特に田名部方面から走ってくる車が見えにくく、本当に危険です。1人の方は、商業施設から向かい側に横断しようとして、またもう一人の方は、反対側から横断しようとして事故に遭ったようです。その周辺は歩道がなく、また道路にラインを引いているのですが、横断歩道の位置もわかりにくいと思います。今後事故が起きないように対策を立てるべきと考えますが、答弁をお願いいたします。

以上が壇上からの質問です。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

福祉サービスの充実について及び市民生活の安心についてのご質問につきましては、それぞれ担当部長から答弁をいたします。

次に、交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。大湊駅周辺の国道338号につきましては、青森銀行大湊支店付近がカーブになっており見通しが悪いこと及び歩道がない場所であることから、通行の際には運転者の方も歩行者の方も十分な注意を要する箇所であることは承知しているところであります。市といたしましては、大湊駅周辺に限らず見通しの悪い箇所、信号機のない交差点などでは交通規制標識の有無にかかわらず細心の注意を払い、安全を確認することが原則ですので、交通安全街頭活動等によりまして、交通ルールの遵守、交通安全に対する意識の喚起、運転者や歩行者のモラル向上について、関係機関と連携のもとで呼びかけてまいりましたし、今後も継続して取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 福祉サービスの充実

についての障害者の生活支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、18歳以上の方に対する生活支援の現状と課題についてであります。当市で障害福祉サービスを行う主な事業所と利用人数につきましては、日中活動系サービスとして、一般就労を希望する方に訓練等を行う就労移行支援が3事業所25名、働く場を提供し、知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う就労継続支援A及びBは9事業所160名となっております。また、居住系サービスとして、共同生活を営みながら日常生活の支援を受けるグループホームは6事業所29名、さらに訪問系サービスとしてホームヘルパーが自宅を訪問し、家事や入浴等の支援を行う居宅介護は16事業所で113名となっております。

これらの事業所が提供するサービスを障害者がそれぞれの状況に応じて利用していただいているところではありますが、自立するための訓練を受けた方やひとり暮らしに不安を抱えている方などのためのグループホーム、あるいはホームヘルパー訪問による居宅介護の利用ニーズが年々高まっておりますことから、障害のある方が地域で安心して生活することができるよう関係機関との緊密な連携のもと、サービスの充実を図っていかねばならないと考えております。

いずれにいたしましても、市といたしましては、障害者が住みなれたこのむつ市で安心して暮らすことができるよう、障害福祉施策の推進に一層努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 工藤議員の市民生活の安心についてのご質問にお答えいたします。

ご質問は、路線バスについてのご質問かと存じますが、路線の編成につきましては、バス事業者の判断となります。バス事業者は、通院や通学を

最優先に運行ダイヤを作成しており、路線の編成につきましては、需要や道路事情等を考慮したうえで最終的にバス事業者の判断になるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） それでは、質問に沿って一つ一つ再質問していきたいと思っております。

保健福祉部長のほうから、今さまざまなサービスの事業の説明がありました。確かにこのパンフレットをいただいて見ましたけれども、本当にびっくりするくらい事業所がふえているということは私も感じています。しかし、多くの方が、このサービスで今十分なのかどうかということですが、先ほどの説明の中で、グループホームがまだ不十分だということと、それからホームヘルパー居宅サービスの需要が高まっているけれども、まだ不十分だというようなニュアンスの答弁でした。

そのことで私もちょっとお聞きしますが、介護ヘルパーさんのサービスはわかるのですが、この障害者の方へのサービスは、研修を受けた介護ヘルパーさんによってサービスを受けられているということで、本当にサービスの質と言うと失礼かもしれませんが、障害者の方々の悩みとか気持ちとか、そのような皆さんの要求に沿って本当にできているのかなという不安は持っていますけれども、さまざまな事業所で努力を重ねているということはそのとおりだと思います。今障害者をめぐる法律が本当に大きく変わってきています。地域のほうでは、本当にそれに応えるために努力をしているということは私自身も施設の経営者の方からお話を聞いて感じています。

そして、今グループホーム等が足りないという、そのような答弁がありましたけれども、そのことについてどのように解決策として考えているのかということです。保健福祉部長さん、お願いいた

します。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） グループホームの施設整備について、どのように考えているかというご質問であったと存じますが、施設整備につきましては、私ども障害福祉計画というものを3年に1回ずつ策定させていただいております。そうした中には、各社会福祉法人、いわゆる障害福祉関係事業者の方々も参画して策定をしているわけですが、そうした中でどのようなニーズがあるのかを検討させていただき、それに基づいて施設の整備について社会福祉法人を中心とした事業者の皆様にご協力をいただくということで今後は施設整備を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 今答弁がありましたけれども、さまざまな事業を行っている方がむつ市地域自立支援協議会という形で会議を開いているというお話も聞きましたが、その構成メンバーとか、1年に何回会議を開いているのか、どのようなことで会議を進めているのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） お答えいたします。

むつ市地域自立支援協議会の役割についてであります。多様化した障害者の相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図るため、平成19年4月に設置したものでありまして、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害者個々の具体的な処遇方策の樹立と保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を担うものでありまして、協議会の組織につきましては、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、保健、医療、福祉関係者、障害福祉に関する学識経験者、行政関係機関

の職員を委員として9名で構成しているところであります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） そして、このむつ市地域自立支援協議会、この施設の状況を見ますと、旧むつ市に集中しております。周辺の障害者の方々が利用できているのかどうかということも本当に私は心配いたします。

また、それから障害者の親は、本当にいつまでも元気であるわけではないので、グループホーム等が足りないという問題で、この協議会等の中で問題になったことがあるのでしょうか。そのこともお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 冒頭の答弁で申し上げましたとおり、施設利用のニーズが高まっていることでもありますし、委員の中からは少し足りなくなってきたのではないかとのご意見は頂戴してございます。そうした意味も含めまして、次期の第5期の計画となりますが、その中で施設整備をどのようにしていくのか、この自立支援協議会の意見を踏まえたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） むつ市地域自立支援協議会の中でさまざまな今意見が出ているということ伺いましたけれども、やはりこの協議会とともに市の役割は決定的に重いものがあると思います。

今第4期障害福祉計画が平成27年から平成29年度にわたって今行われようとしています。今はまだ中間報告もちょっと無理かと思っておりますけれども、この計画についてお聞きしたいと思います。障害者基本法に基づいて障害福祉施策全般の基本的な指針、これがつくられて、そして障害者総合支援法に基づいて障害福祉計画がつくられていま

す。そして、掲げた目標に対する検証と見直しをするということが求められています。現時点でのむつ市の考え方、取り組みの決意をお知らせください。もう一つこの中に、私は危惧する問題があるのです。今大きな流れとして障害者の方も施設入所から地域への移行を進めるということが目標として出されています。この第4期の基本計画を見てみますと、本市における地域移行の目標として、平成29年度末までに施設入所からグループホームへ移行するものの数の目標として19人という数字が出ています。グループホームが足りなくて、そして家族で親が高齢化になっているという、そのような現状を踏まえて、このような目標はどうか、私は本当に危惧を持っています。確かに国の大きな方針のもとでこのような計画を立てられたと思うのですが、障害者の一人一人の実情に沿って、この計画をただ目標を達成するというのではなく進めていただきたい、障害者の立場に立った福祉行政を行っていただきたいという意味も含めて、あわせてむつ市の姿勢、構えを聞きたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） ご質問にお答えいたします。

まず、第4期計画についての中で、居宅を進めていくということについていかがなものかというようなご意見だったようにも思いますが、私どもといたしましては、障害のある方々が社会の中で自立した生活をしていけるような社会づくり、地域づくりというか、そういうものを目指しているということで、こういった計画となっているわけですが、現実問題としては、なかなか社会資源が乏しい中で、それが実現できるのかどうかと言われれば、まだまだ難しいところがあるかと存じます。そういった意味では、長期的な視点をもって施設整備も含めながら、障害のある方々が

地域の中で自立して、あるいは自らの生活をきちんと生きていけるような形をとっていききたいなと、このように考えております。

また、第5期計画策定の中で、こういったところも含めて検討していくわけですが、委員の皆様からのご意見もそうですけれども、実際の当事者でございます障害のある皆様、あるいはご家族の方々からのご意見も十分に反映させた計画としていく所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） グループホームに関しては、青森に住んでいる方からもグループホームがむつ市では足りないので、青森のほうに住所を移して青森に来ているという、そのような声も聞いています。グループホーム、この増設について、協議会及び市の計画としても前向きに進めていただきたいと思っています。

障害者の皆さんは、アパートを借りるにしても保証人がなかなか見つからないという声も聞いたことがあります。どうか障害者の生活に寄り添って計画をつくっていただきたい、まずこの問題はこのことを訴えまして終わります。

そして、もう一つの大きな受け皿ですけれども、雇用支援についてお聞きしたいと思います。障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者、知的障害者の割合が一定数、法定雇用率以上になるよう義務づけています。民間の企業は2.0%、国、地方公共団体等は2.3%等で、従業員50人以上の事業者が対象となっています。平成25年4月から改正となっています。むつ市役所はどのようになっているのでしょうか。障害者雇用率制度、このうえで、むつ市役所の雇用の状況をお知らせ願います。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） むつ市役所内の障害者雇用の状況についてお答えいたします。

障害者の雇用につきましては、先ほど工藤議員お話しのとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者及び知的障害者の雇用をしなければならないこととされてございます。この雇用率を法定雇用率と申しますが、民間企業の場合は2.0%以上、国及び地方公共団体の場合には2.3%以上となっております。これを当市役所に当てはめた場合に計算いたしますと、8人以上の雇用が必要ということになってございます。

当市役所における障害者の雇用状況は、平成28年度当初につきましては雇用者数が6人でありましたが、平成28年12月31日現在では、雇用者数が8人となっております。法定雇用率による障害者の数は平成28年12月31日現在では満たしている状況となっております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） ハローワークに行きまして、資料を私いただいてきました。これは、平成28年6月の資料です。6月にハローワークにその雇用率を報告しなければならないということになっているということで、これが6月の結果です。むつ市は、1.63という雇用率になっております。12月31日に雇用率を達成しているということですが、雇用がふえたのでしょうか。この数字の違いについて説明をお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

先ほどの私の答弁のほうで、現在8人の雇用があるというふうにご説明させていただいております。法定雇用率も達しているということでございます。

そうした中で、それがどうしてふえたのかとか

ということになりますと、個人のプライバシーということにもつながりかねませんので、お答えのほうは控えさせていただきたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 明快な答弁がないということは、雇用者がふえたのではないというふうな私は受けとめ方をいたします。6月に雇用率が1.63で、そして12月31日に雇用率の達成があったということですが、新しく雇用がふえたのでしょうか、もう一度お願いいたします。新規の雇用者があったのでしょうか、それだけお答えをお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

雇用数が6人であったところが8人になったということの内容をご説明しますと、これは非常にプライバシーにかかわる問題であるということでご理解いただきたいということで部長から答弁ありました。これ以上のご説明をしますと、それが一体誰であるとか、どうしてそうなったのかとかという話は直に個人のお話につながるということですので、少なくとも今ご質問を受けて、何のご質問だったかという、雇用率達成していますかどうかという話です。我々達成していますということでお答えしているのですから、それ以上の答えはございません。

○議長（浅利竹二郎） 工藤祥子議員、この問題は今のくらいにして、次に移ってください。

○4番（工藤祥子） 私は、多分新しく雇用したということではない、何かの事情であるということは察しいたします。

それでは、私も配慮いたしまして、この問題は、むつ市の雇用については、ここでやめますけれども、私がハローワークで聞いてきた状況を皆さんにお伝えしたいと思います。

50人以上雇用している民間の事業者の達成率ですけれども、あくまでも6月1日現在での調査で

す。そして、公開は12月という集計結果によりま
すと、ハローワークむつ、その管内ということに
なりますと、むつ市だけではなく下北全体という
こととなります。むつ市に本社があって、そして
大間町とか佐井村とかに支社がある、そういう事
業所も入るということをまず前提に発表いたしま
す。

50人以上の雇用の事業者は、26社あるそうです。
そして、17社が達成し、残り9社が雇用不足とい
う結果になっているそうです。全県的に見ると、
青森県の中ではむつ市の民間の事業所は頑張っ
ている、そのようなことを聞いています。

忘れまして、もう一つ、むつ市の教育委員会の
達成率は未達成ですということも、私聞いてきま
した。

(「何の意味だ、その意味は何だ」
の声あり)

○4番(工藤祥子) 意味がわかりませんか。パー
セントというのは、全体の従業員の数、これは健
常者と障害者の合計人数、これを分母としまして、
障害者が分子です。そして、何%雇用しているか
ということです。

(「それは教育委員会なの」の声
あり)

○4番(工藤祥子) はい。それが教育……

○議長(浅利竹二郎) いやいや、工藤祥子議員…
…

○4番(工藤祥子) いや、この方式なのです。む
つ市が6月の段階では1.63です。

○議長(浅利竹二郎) 理事者に向かって質問して
ください。

○4番(工藤祥子) はい。そして、教育委員会も
未達成ということです。そして、民間の事業者、
むつ市の場合は青森県内の中では頑張っているけ
れども、雇用していない会社が9社あるという、
このような状況にあるそうです。

(「それが、教育委員会なの」の
声あり)

○4番(工藤祥子) はい、教育委員会もそのよう
な位置づけにあります。やはり障害者の雇用環境
を整えていくという意味では、やはり国または地
方の機関が先頭に立って頑張っていただきたい、
このことを訴えたいと思います。

それから最後に、私は施設の方々ともお話しし
ていろんなことを聞いてきたのですけれども、障
害者の方は、施設なり家になり閉じこもっている
場合が多いので、皆さんが集まって楽しむ、また
体を動かすような行事をやっていただきたい、ふ
やしていただきたい、このような要望も聞いてき
ました。このことについての答弁をお願いいたし
ます。

○議長(浅利竹二郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(畑中秀樹) 社会福祉など、いわ
ゆる障害のある方々を含め、社会福祉に係る
団体の方々の参加する行事としましては、合同の
行事といたしまして、当市が直接ではございませ
んが、社会福祉法人むつ市社会福祉協議会の主催
によるふれあい福祉展が開催されているところで
あります。障害者団体を初めとした福祉関係団体
の交流及び作品の展示販売の場として開催され、
多くのボランティア団体とともにむつ市地域自立
支援協議会もブースを設けて参加しているところ
であります。

今後も、より多くの関係団体や市民の皆様に参加
していただけるよう協力をしてまいりたいと考
えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(浅利竹二郎) 4番。

○4番(工藤祥子) 社会福祉協議会主催で行事が
やられているということを今お話聞きました。1
回ではなく、もう少し2回、3回と機会を設けて
いただきたいということをまず要望したいと思います。

障害者の方が地域で安心して暮らせるということは、私たち市民も健常者の方も本当に安心して暮らせるという社会につながっていくと思います。障害のある方もない方も、共生してともに安心して暮らしていける、そのようなむつ市を求めて、これからも努力をしていただきたいということをこの問題では訴えて、次に行きたいと思いません。

2つ目の質問ですけれども、バス事業者の判断だというふうなこと、このような答弁がありました。私前の議会のときに、むつ総合病院の受け付けに間に合うようにという質問をして、そのことは解決され、そして西通りの方々から大変感謝されています。本当にありがとうございました。このような議会での声を、また緑ヶ丘地域にある病院に行きたいという、その希望の声、このことをバス会社の判断というだけでなく、このような希望があるのだということを、このようなことを伝えて、また動かしていただきたいと思っています。

今むつ総合病院に行きますと、地域連携という放送がいつもかかっています。もうむつ総合病院も患者が集中して、本当に大変な状況にありますので、むつ総合病院には急性期医療機関としての役割を果たしていただくためにも、私は医療機関への公共的な交通ということも本当に必要だ、このような側面からも努力していただきたいと思えます。

それから、今コンパクトシティとネットワークという形でまちづくりが進められようとしていますけれども、その中でやっぱり集約していくのであれば、市民が公共交通を利用して、そしてさまざまな医療機関、福祉機関、学校、さまざまなサービスを受けることができる、そのようなまちづくり、これを基本にしていただきたい。そのことを本当に訴えたいと思えます。ただ、集約だけが先行して、このネットワークがおくれていくとい

うことは、特に周辺に住む市民としては本当に利便性に欠ける問題、サービス低下となります。このことを今度のむつ市総合経営計画の中できちんと両面を位置づけて進めていただきたいと思いません。

続けます。第3点についてです。実は、私も大湊駅の事故が多いということで、むつ警察署の交通対策課のほうに行き行って聞いてみました。信号をつけるということは、とても至難のわざだ、1年に1個つけられるかどうかという、警察のほうもそういう状況にあるということは確かに聞いてきました。近くに信号機があるということでもなかなか大変だというふうなことも聞いてきました。しかし、付近の家を、そしてお店を回ってみると、数年前に家に車が突っ込んできたことがあるというお話も聞きました。お店を出ていく人にも、「危ないから気をつけて」といつも声をかけているということでした。この周辺、もう少しスピードを緩めてもらえないものか。

大湊上町の方で、海寄りに住んでいる方が、客としてその店に来ていたのですけれども、「私たちの町内は、30キロで走ってくださいというようなことで要望して、そして30キロコースになっている」というふうな話も聞きました。駅前に客を待っていたタクシーの運転手さんに聞いてみても、「本当に危ないところだ、道路に出るときは気を使う。信号があればいいのだけれども、せめて道路の向かい側の電柱にカーブミラーでもあればいいのだけれども」と話をしていました。本当に警察のほうも、あそこは危険地域だということは、もう認識していました。そして、昨年2人、このような大きな事故が起きたというこの事実を本当に重く見て、何らかの対策を立てるべきだと思います。

歩道がありません。そして、横断歩道の印もどこにあるのかよくわかりません。私は、ここをも

う少しさまざま知恵を絞って、プロの知恵を絞って、何とか二度と去年のような事故が起こらないような、そのような対策を望みたいと思います。

最後に、市長の見解だけ聞いて、よろしく願います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） お答えいたします。

今速度規制とかいろいろな対策を考えてというお話かと思いますが、速度規制につきましては、警察の専管事項であるということですので、この場で私どものほうから論ずることはできませんので、ご理解を賜りたいと思います。

また、横断歩道も同様に、あと例えば看板等の設置もあろうかと思いますが、道路管理者のほうの県の専管事項となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 4番。

○4番（工藤祥子） 最後に、田名部の方面から来ると、大湊駅がありますよという看板がついています。せめてそこに何かカーブがあるとか、注意を促すようなこともできないものではないでしょうか。さまざまな知恵を皆さん出し合って、何とか事故が起きないように、歩行者の安全ということで知恵を絞っていただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。14番佐賀英生議員。

（14番 佐賀英生議員登壇）

○14番（佐賀英生） こんにちは。14番、創世むつの佐賀英生でございます。むつ市議会第231回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

まずは、長きにわたり市政発展に多大なるご尽力と住民の生活向上と福祉の充実のために惜しみないご努力を注がれました新谷副市長初め、今年度で退職なされます職員の皆様の長きにわたるご尽力に敬意を表しますとともに、今後の皆様の人生に幸多からんことを心からお祈り申し上げます。大変ご苦労さまでございました。

間もなく、あの忘れることのできない東日本大震災から6年がたとうとしております。死者1万5,894人、いまだ行方不明者2,561人という未曾有の災害であったことは周知のことと思います。行方不明者の発見を祈らずにはられません。

国や県も防災や避難など、いろいろな施策を講じておりましたが、最近では以前に比べて関心が薄れているような感じがしております。災害は忘れたころにやってくるという言葉を思い出し、常に心がけておくべきだと考えております。

国民が復興のために一所懸命になっているときに、本で覚えたり、テレビで流れる格言を心に刻みながら生きてきたことと思われれます。格言や心に残る言葉というのは、本やメディア、講演や挨拶など、いろんなところから吸収できることと思いますが、吸収の度合いが多いのは本や雑誌によるものが大多数を占めるのではないのでしょうか。

私は、うんちくが好きなものですから、よく本や雑誌を読みますが、その中で、これはいいと思うものは切り抜いたり書いたりして張っておきま

す。机の周りにはたくさん張っておりますが、これは何かの挨拶のときに使おうと用意してあるものでございます。たまにお通夜や説法など、心に残る格言などは住職に聞きに行ったりもさせていただいております。言葉は違えど、ほとんどの内容はほぼ似たり寄ったりしているのではないのでしょうか。

私が読んだ本で、なるほどという格言があったので、ご披露させていただきます。フランス、モラリスト文学の最高峰とされるラ・ロシュフコーは、「頭のいい馬鹿ほどはた迷惑な馬鹿はいない」と喝破し、こうも指摘しております。「世には馬鹿たるべく定められた人がいて、彼ら自身が進んで馬鹿なことをするだけでなく、運命そのものがいや応なしに彼らに馬鹿なことをさせるのである」、「人間は一生のうちにそうそう何度もお目にかかれない運命の馬鹿に出会って巻き込まれ、彼が必然的にしでかす馬鹿に翻弄されてきたと言えよう。はた迷惑この上ない」、そういう格言でございます。このラ・ロシュフコーの格言、正確には箴言といいますが、実に真理を言い当てており、結構おもしろいので、興味のある方は一読をお勧めいたします。前段の格言に該当する人が皆さんの周りにあらわれないことをお祈りしております。

それでは、通告に従いまして、教育行政6点につきまして質問させていただきます。

日本スポーツ少年団は、1962年6月、財団法人日本体育協会創立50周年記念事業として、一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを、スポーツを通して青少年の体と心を育てる組織を地域社会の中に、その他云々という、そういう願いを持って設立されました。当時の豊かな国づくりを目標とした社会情勢や、2年後に控えた東京オリンピック開催へ向けて高まっていた国民各層のスポーツへの関心と相まって大きな期待が寄せられたとの

ことです。

創設当時、20世紀後半は、目覚ましい科学技術の進歩や経済の高度成長などにより国民の生活水準向上をもたらしましたが、他方では社会環境の悪化や人々の心や体に大きな影響を与えてきました。

こうした変化の中で、青少年たちが健全な生活を営むことは容易ではなく、さらには学歴偏重の社会的風潮、感受性の強い青少年たちに与える影響は極めて憂うべく状況にあったそうです。

これらの青少年たちを救う道は、教育の一層の充実よりほかになく、特に体育、スポーツ実践を通して誇りを持ち、能力のすぐれた健全な少年を育成することが最も重要であると考えられたのです。

特にスポーツ少年団活動に大きな変化と重要性をもたらしたのは、2002年に実施された週休2日制があるのではないのでしょうか。1992年5月から公務員の週休2日制が実施され、各大手企業も追随し、前記のように実施されたのです。

時系列に申しますと、1992年9月より、全国の国公立の幼稚園、小、中、高校が月に1度学校週5日制を実施し、2002年に完全実施となったわけです。このころから、ゆとり教育や学校外活動の必要性、社会教育の重要性、家庭教育力の回復が惹起してまいりました。ゆとり教育につきましては、さまざまな議論があり、改定されておりますが、ここでは省略をさせていただきます。

当むつ市、下北地区においてスポーツ少年団は、限定的ではありますが、課外スポーツ活動は、その重要性を増してきているのではないのでしょうか。大多数が課外スポーツ活動ですが、大畑地区はスポーツ少年団組織として活動しております。武道やサッカーはスポーツ少年団ではないものの、会やクラブとして活動しております。私もスポーツ少年団立ち上げに若干協力させていただき

ましたが、指導者の確保や保護者の協力など、産みの苦しみもありました。

しかし、その前段として、夏休みのときに、先生を加えない保護者だけの夜回りを実施し、先生は教育のプロとして、保護者は親のプロとしての建設的な線引きをしておりましたので、スポーツ少年団への移行はできるものと確信しておりました。結果、スポーツ少年団に関しては、経験のある保護者や指導者の協力のおかげで好成績が続きましたし、学力に関しましても、じわりじわりと向上していきました。また、保護者間での交流も以前より活発となり、横のつながりも構築されていったのです。

スポーツ少年団のいいところは、自分の子供が卒業しても、指導者やコーチとしてかかわっていただけるということもあります。そうすることにより、スポーツ少年団のつながりもさることながら、各種行事や社会活動、イベントなどにもつながっていくということができるわけであります。スポーツという共通のアイテムを持って知識形成も同時に行ってきたのであります。

以上のことを踏まえ、以下3点について質問いたします。

1点目として、スポーツ少年団活動と課外スポーツ活動の違いをどのように考えているのか。

2点目として、課外スポーツ活動のスポーツ少年団への移行の考えは。

3点目として、各種スポーツ大会の会場費の徴収基準についてをお伺いいたします。

また、教育関連として、市長が要望している高校のスクールバス改正問題についての現状はどうなっているのかをお伺いしますとともに、旧田名部高校大畑校舎の利用をどう考えているか、また旧田名部高校大畑校舎の体育館を中学校の部活での活用及び大会の開催場所として使用できないかをあわせてお伺いいたします。

以上、関連質問を合わせて6点について市長及び教育委員会委員長にお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育行政についてのご質問の1点目、スポーツ少年団活動と課外スポーツ活動の違いをどう考えているのか及びご質問の2点目、課外スポーツ活動のスポーツ少年団への移行の考えは、については、教育委員会からの答弁となります。

ご質問の3点目、各種スポーツ大会の会場費の徴収基準につきましては、担当部長からの答弁となります。

次に、ご質問の4点目、市長が要望している高校スクールバスの改正問題についての現状はどうなっているのかについて、要望活動の経過についてお答えいたします。

平成26年4月1日から施行されました貸切バスの新運賃制度により、高校生のスクールバスの運賃は大幅な値上げとなり、また市内の小・中学校のスクールバスの委託料金もおよそ3割もの増額となったため、本市としても大きな財政負担となっております。

また、平成27年9月には、大畑地区などの高校生の保護者の方々から成るスクールバス連絡協議会から補助の実施などを求める要望書と6,455人分の署名を受け取ったところであります。私自身、スクールバスの運賃制度につきましては、市の財政上はもとより、親御さんのお気持ちをおもなにかかったとき、大変大きな問題と受けとめ、国土交通大臣への直接の要請を初め、1年の間に何度も、もちろん本件のみということでもありませんが、国土交通省等の関係機関や青森県選出国會議員等への要望活動を行ってまいったところであります。

す。

これまでの活動の経過を申し上げますと、平成27年2月9日の国土交通省東北運輸局長への要望を初めとして、同年度は同局に対して内容の相談も含めて直接または電話で私自身が局長、次長と協議を重ねてまいりました。さらに、平成28年度重点施策提案に係る国会議員説明会並びに国土交通省への要望活動、津島淳国土交通政務官、さらには平成28年3月21日、当時下北郡町村会長であり、先日亡くなられた飯田浩一前風間浦村村長とともに、石井国土交通大臣へ直接地域の地理的な特性を説明しながら要請を行い、下北の町村をも巻き込んで取り組んでまいりました。

こうした活動を踏まえ、平成28年度には東北運輸局への具体的な制度設計の提案、平成29年度重点施策提案に係る国会議員説明会並びに国土交通省への私どもの提案も含めた要望活動を展開してまいりました。これらの要望活動を受け、国では平成28年7月1日付で、平成26年4月1日より施行されました一般貸切旅客自動車と旅行業者等の間で締結する年間契約等に対する取り扱いについての一部改正が行われ、スクールバスに関して弾力的な運用が図られることとなったところであります。

また、当時の津島淳国土交通政務官からは、我々の要望活動の結果として、スクールバスの料金は全国的に3割程度抑えられるというお話をいただいたところであります。具体的には、契約上の年数の運行日数が365日と定められていたものが、スクールバスに関しては170日から365日の間の日数を用いることができるようになり、国土交通省では最大3割程度引き下げられるものと試算をしているとのことであります。

当市の小・中学校のスクールバスに関しましては、休日の学校行事や部活動などでの使用により、3割となるかどうかは事業者の判断によるところ

もありますが、少なくとも新年度は財政負担ベースで前年度比で800万円程度年間契約額が低減されるものと考えております。

また、高校のスクールバスに関しましては、運行日数の見直しによりまして、年間契約の低減が可能となるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、旧田名部高校大畑校舎の利用を考えているのかについてお答えいたします。旧田名部高校大畑校舎は、青森県所有の建物であり、平成27年3月31日をもって廃校、現在遊休施設となっており、当該施設の利活用方法について県の意向は示されておりません。市といたしましては、旧田名部高校大畑校舎は、建設から既に37年が経過しており、大規模改造で内装は改修されているようですが、躯体は相当の老朽化が進んでいることや、冬期間は道路勾配が急なため、スクールバスが上れないことがあるなど、公共施設として利活用する場合の市民の皆様の利便性にも課題があるものと思っております。

また、現施設の転用、複合等を考えた場合においても、購入費や多額の改修費が予想され、維持管理費及び運営経費など、市の財政面からも施設の拡充は極めて困難でありますことから、現時点においては利活用の予定はございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の6点目の旧田名部高校大畑校舎の体育館を中学校の部活動での活用及び大会の開催場所として使用できないかにつきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員のご質問にお答えします。

教育行政についてのご質問の1点目、スポーツ少年団活動と課外スポーツ活動の違いをどう考え

ているかについてお答えします。小学校におけるスポーツ少年団活動とは、学校の所属に関係なく、放課後等に児童が参加し、保護者や地域の方々が主体となって行う活動と捉えております。

一方、課外スポーツ活動とは、教育課程外で校長の裁量のもと、校内で組織し実施するいわゆる部活動と理解しており、希望する児童に対してそれぞれの学校規模に応じた種目を組織し、教職員が主体となって行う活動と捉えております。

次に、ご質問の2点目、課外スポーツ活動のスポーツ少年団への移行の考えについてお答えいたします。基本的な考えとして、部活動は異年齢集団による活動であり、責任感、連帯感を涵養し、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するなど、児童の望ましい人格形成に大きな役割を果たす重要な活動であると捉えております。

また、部活動ごとに活動に支障のない適当な所属部員数が必要であり、継続的かつ充実した指導をするためにも、指導者の確保が必要になります。

本市においても、少子化の影響により、新たに採用される教員が少ない状況の中、市内小学校の男性教員は全体の35.9%であり、さらに教員の平均年齢が49.6歳と高くなっていることから、体力的、技術的にも部活動を指導できる教員数も減っている現状にあります。

また、児童数の減少によって、その学校だけで活動できる種目も限られ、市内の児童が通学する学校により、希望どおりに部活動に参加できる環境にはなっていない現状にあります。このような状況から、小学校の部活動については、むつ市教育大綱にも明記されているように、スポーツ少年団のような地域での活動へ移行することが望ましいと考えております。

地域の状況や児童数、各学校の環境等を踏まえ、子供たちに不利益が及ばない持続可能な組織体制

にしていくために、指導者の確保を初め保護者や地域の皆様のご理解とご協力を得て進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の6点目、旧田名部高校大畑校舎の体育館を中学校の部活動での活用及び大会の開催場所として使用できないかのご質問についてお答えします。当該施設は、県が管理する施設でありますし、現時点では市として利活用する予定はない状況であります。また、電気、水道、暖房等、設備の維持管理や補修などの面からも部分的な利用は難しいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） 教育行政についてのご質問の3点目、各種スポーツ大会の会場費の徴収基準についてお答えいたします。

体育館の使用料につきましては、体育館条例や施行規則に規定しており、使用目的や時間帯等において使用料を徴収することとしておりますが、減免規定に基づいた手続により減免も可能としております。

減免規定の内容は、むつ市またはむつ市教育委員会が主催、共催する行事等に使用する場合は、市内の小学校または中学校が教育活動に使用する場合としております。したがって、さまざまなスポーツ大会の中でむつ市やむつ市教育委員会が主催、共催する場合は使用料は発生しませんが、任意の団体が独自で主体的に大会を開催する場合は、使用料を納付することとなります。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） 答弁をいただきました。

まず、答弁の順番からいきまして、スクールバスの件についてですが、大変ありがたく思っております。私代表ではないのですけれども、やはりこういう動きがあったというのは大変喜ばしいこ

とですし、ちょっと受ける側も、またその当事者の方々も、多分この経緯というのは、行っているのは知っている、こういうふうに進んでいるというのはなかなかわからなかったことかなと思います。ラジオを通したり、またその方々とお話をして、以前より改善されているのは確実ですから、まあまあもとのほうに戻っていったような感じだと思いますので、大変感謝をしたいと思います。

また、今後も続けていっていただいて、そういう本当に保護者の皆さんが負担がないように、また苦しまないようにしていただきたいと思います。

それと、体育館の件なのですけれども、確かにかなり時間もたっておりますし、あのまま置っておきますと、建物というものは不思議で、人が住まないとなんか朽ちていくといいますか、気がないとか、そのような感じでなっていくと思いますので、6番目と同じなのですけれども、利活用の予定はないと。

ただ、1つちょっとお伺いしたいのは、担当部長がいいかどうか、先般ヒアリングとか報道で聞いたのですけれども、県の廃校の委員会みたいなものが組織されて、今後そういう学校の廃校及びどのようにしていくのかわかりませんが、委員会がなされていくのをちょっと小耳に挟んだのですけれども、その点を1点お伺いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

まだこちらむつ市のほうには、そういうふうな件につきましての具体的なお話は一切ない状況にあります。ただ、以前県のこの大畑校舎の今後の活用というふうなことにおきましては、そのような委員会にかけて、どのような方向に持っていくかというふうな、そういう段取りで考えていきたいというふうなお話は伺っておりますけれども、それが今現在行われているかどうか、そちらに

ついては、ちょっと承知していないところでございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） 承知いたしました。

続きまして、スポーツ少年団の部分に移らせていただきますが、先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、なかなかスポ少というのは、やっていることは多分ほぼ同じことをしているかと思うのですが、指導者の違いと、そういうのがあろうかと思いますが、2番目のスポ少への移行というのは、そうでなくても先生方というのはかなり多忙をきわめていて、先ほど教育長がおっしゃったとおり、どちらかというと女性の先生方が多くなってきている。そういうものが増えてくると、どうしてもスポーツをやってきた方だといいいのですけれども、なかなか経験者が少ないと。本当の指導というのは、ただついてやらせているものか、本当のスポーツとして育てていっているという、そこら辺の観点がなかなか大変な部分になってきているのかと思います。

中学というと、多分部活というのは授業の一環ではないかと。小学校の部分は任意といいますか、出ていると。ただし、先生が必ずついたりなんかして、いなくてはいけない部分になっておりますが、その部分について、中学と高校の部活動及び課外活動の違いと申しましょうか、大きな違いのところを後学のためにご答弁願います。

○議長（浅利竹二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 小学校の部活動、そして中学校の部活動の違いということのご質問と思います。中学校の部活動は、学習指導要領に定められております。したがって、教育的な活動として活動しておりますが、小学校の場合は学習指導要領に定めがないのです。したがって、教育課程外の活動ということになります。しかしながら、各

学校の校長先生方が教育活動として必要であると認めただけの場合には、これは勤務内であれ、勤務外であれ、先生方はそれに対応するというようなことになる、そういうことが求められているということになっています。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） はい、わかりました。

私もPTAがちょっと長かったものですから、先生方との交流、また共有する時間が多かったのですが、例えば休みでも出てこなくてはいけない、自分の子供がそういうふうな大会に行っても行けないと。中体連とか何かだと、担当のところだと、一緒に自分の子供も見れるというのがありますが、なぜスポ少の問題を惹起したかという、やはり先生方のそういう負担を減らしていただいて、教育のプロとして、どちらかという学力のほうに軸足を置いていただきたい。

教育長、どうでしょう、市長にも関連するのかもしれませんが、役所の職員の中でも、例えば市民一般の方々でも、スポーツや武道にたけた方というのは多数いらっしゃると思います、私も何人か知っておりますが。例えば話ばかりで申しわけないのですが、1週間に1回でも10日に1回でも、よし、きょうは市長、部長、私は、野球が得意なものですから、きょうはどどこ小学校に野球の指導に行ってきます、1時間早く上がらせてくださいと、そういう指導の仕方でも順次時間をかけながら移行していくやり方も一つありかなと。それは、仕事の事務量ですとか、もろもろありますので、その時期もありますけれども、そういう協力の仕方、もしくは市民の方々からボランティア指導者みたいな感じで、リクエストしてもらってエントリーして、ある程度のものでつくっておくと。そっちのほうが比較的移行しやすいですし、またその方々も貢献度というのがあるかと思えます

が、その点について現在の考え方とありますが、そこら辺のところをよろしくお願いします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、お話の前提として、基本的には私はこれは佐賀議員と恐らく考え方の方向性は一緒で、これから時間は少しかかるかもしれませんが、順次やはりスポーツ少年団という活動に移行していくべきだというふうに考えています。

そうした基本的な考え方のもと、先般策定されました教育大綱の中では、そのようなことも文言として盛り込んでいるというところがございます。

さらに、その中でも書かせていただきましたけれども、やはり指導者バンクといいますが、指導者の問題というものがありますから、これは指導のプロがやらなければいけないと思うので、そういったところもしっかりと措置していかなければいけないと思います。

ただ、その一方で、この指導者というのは子供の成長段階に応じまして、ある意味各競技をある程度専門的にかつ適切に教える必要があるというふうに考えています。ですから、指導者バンクの中に登録していただく方はそういう方であろうかと思っておりますけれども、一概にそれが市の職員だとか、そういうことでも私はないと思っております。ただ一方で、市の職員の中でも、仮に業務との関係で対応が可能で、それで本人の意思がある、そういうことをやりたいという意思があるということであれば可能かもしれませんが、一概に職員だからとかということでは私はないと思っておりますし、そういう意味で指導者バンクという仕組みをしっかりと構築して、スムーズにスポーツ少年団に移行する体制を教育委員会とともにつくっていきたく、このように考えております。

○議長（浅利竹二郎） 14番。

○14番（佐賀英生） ありがとうございます。済みません、その教育大綱読んでいなかったものですから、大変恐縮でございます。

いずれにしてもスポーツ少年団、子供たちに教えるというのは大変、その指導者の確保という形なのですけれども、一例を申しますと、大畑町の場合は野球に関すると、ほとんどが消防署員の方が多くて、まず指導者がいて、その下にコーチがいて、保護者の方がいてという形をつくっている。

部長もご存じのとおり、指導者が、船頭が多いと、なかなか指導の方法で方向性が見えなくなつてぐだぐだになってしまいますので、やはり頭というのが一人いて、それに沿った流れ方をしなくてはいけないというものがあると思います。いささか時間のかかる問題かと思いますが、いずれ移行して、市長が言う優秀な人材を育てていくと、医者1人や2人出すと、そっちの方向に向けていけるような施策を今後もとっていただきたく存じますので、よろしく願います。

最後になりますが、使用料の関係になりますが、先般のヒアリングの中でもある程度理解はさせていただいたのですが、教育的見地といいますか、なるというのは、防犯大会とかそういういろんな青少年健全育成大会というのは、部長、どうでしょう、それはどの分類に入るのか。文言はそういう防犯とか青少年健全育成大会となるわけですが、教育的分野として区別していいものか、またそれ以外なものなのか、これだけ1つだけ願います。

○議長（浅利竹二郎） 民生部長。

○民生部長（光野義厚） お答えいたします。

減免の基準の中に、児童・生徒の健全な育成あるいは同じことかもしれませんが、義務教育修了前の生徒のための大会等をやる場合とあるのですが、あとそのほかに公益に資するものというような考え方もありますので、そういうものを

総合的に勘案しながら、今までの取り扱いも参考にしながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、午後3時5分まで暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎中村正志議員

○議長（浅利竹二郎） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。22番中村正志議員。

（22番 中村正志議員登壇）

○22番（中村正志） ああ、むつ市に生まれてよかった。仕事も私生活も充実しております。自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第231回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

「希望は強い勇気であり、新たな意志である」、これはマルティン・ルターの言葉であります。宮下市長の平成29年度一般施政方針を聞いて思い出した言葉であります。私は、かつてこの場で当時の一般施政方針がつまらない、わくわくしないと発言したことがあります。しかしながら、今はそのような思いをしておりません。リーダーとしてビジョンを語るできませんし、ビジョン

を語り、それを徹底させることが最大の仕事であると私は思っております。宮下市長におかれましては、その姿勢を貫いてほしいと思います。

我が国日本においては、超高齢化が急速に進み、誰も知らない未来がすぐそこにやってきます。加えて、少子化による人口減少も急速に進み、準備する時間はどんどん少なくなってきました。課題は山積し、何をしなければいけないのかわかっているが、何をどうやればよいのかわからない現状があります。これまでの国の一律の政策では、多様な状況に対応することは不可能であり、国も地方の自立と独自の政策を求めています。

どこかをまねたり見習ったりすればよいという時代は終わりました。各自治体が地域の事情に応える政策、施策を迅速に考え、スピードを持って実行しなければなりません。何もしなければリスクはどんどん大きくなるばかりであります。

「この世を動かす力は希望である。やがて成長して果実が得られるという希望がなければ、農夫は畑に種をまかない」、これもマルティン・ルターの言葉です。たくさん希望の種をまきましょう。そして、種をまくだけでなく、水を与えましょう。そして、みんなで希望の果実を収穫しましょう。そのために、皆さんとともに汗をかくことを約束し、質問に入ります。

質問の第1は、RESAS、地域経済分析システムの活用についてであります。RESASって何。一言で言うと、地方自治体のさまざまな取り組みを情報面から支援するためにまち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約して可視化するという地域経済分析システムです。全然一言ではありませんでしたが。

私が初めてこのRESASを開いてみたのが今年のちょうど今ごろでした。それは、私にとって衝撃でした。普通であれば、何種類もの資料やデ

ータを集めて分析、検討しないとできないものが、パソコンのマウスを数回クリックするだけで簡単に見ることができるのです。例えば全産業花火図を見てみると、むつ市においてどの産業が域外からキャッシュを稼いでいるか、どの産業が市民所得の基礎となる付加価値を生んでいるのかわかります。さらに、どの産業が雇用を支えているのかもわかります。限られた財源の中でどの産業を伸ばしていくべきかのヒントがあふれております。

RESASは、歴史に残る政治的な大発明なのではないかと私は感じております。自分たちの地域を分析して、仮説を立てて政策を投入する。そこにKPIを設定してPDCAで回していく。RESASは、地方創生にチャレンジするための最強のツールであると私は考えます。

そこで、RESASをむつ市として地方創生にどのような形で活用しているのかをお尋ねいたします。

質問の第2は、地域コミュニティ活動の活性化についてであります。今改めて地域コミュニティの核となる町内会のあり方が注目されています。町内会と地方公共団体との協働の形態についてのアンケート調査によると、町内会の今後のあり方について、「自主的な活動を中心としつつ、市町村とのパートナーシップを確立すべき」と回答した地方公共団体の割合が90%と圧倒的に高く、町内会の活動を尊重しつつも、協働を強く推進していきたいという意向があることが見てとれます。

一方で、情報化を基盤とする日常生活の利便性の向上は、マイカーとコンビニとSNSがあれば隣人とのつき合いは不要と考え、日々の仕事や生活に追われる中で、今地域がどうなっているのかの情報もなく、直接関係のあること以外はなるべくかわりたくないし、かかわる余裕もない住民が増加している現実があります。そのため、町内

会への加入率の低下や役員のなり手が無いという組織存続の条件を欠く事態も予測されます。

身近な生活の場において、地域生活がより快適なものとなるためには、身近であればこそ、近くの人々の自分たちの力でしかできないことがあるはずだと私は考えます。むつ市では、地域コミュニティ活動をより活性化するために、新年度において町内会に対して新補助金制度をスタートさせ、また行政連絡員制度の見直しをすることとなると聞いておりますので、この2点についてお尋ねをいたします。

質問の第3は、上下水道事業の経営健全性についてであります。下水道事業については、まだ整備計画の途中でありますので、質問の中心は上水道事業となります。

上水道事業と下水道事業は、地方自治体が住民サービスとして経営する地方公営事業で、受益者負担の原則に基づいて独立採算制で運営されています。水道料金や下水道使用料は、事業運営に必要な経費に見合っただけで料金水準を定める総括原価方式によって決められております。適正な原価に適正な利潤もしくは資産維持費を加算して算出されています。この料金がここ数年全国の自治体で相次いで引き上げられ、今後も引き上げる予定、方針の自治体もめじろ押しとなっております。

値上げの背景にあるのは、節水と人口減少に伴う料金収入の減少と老朽化した管路施設の更新費用の増加であります。国は、経営の効率化や経営改革の促進を求めています。上下水道事業の経営環境は今後厳しさを増すことは避けられません。このような状況の中、むつ市の上水道事業の経営健全性について、大いに心配するところがあります。

公営企業の経営健全性の見える化を推進するために、各公営企業の経営及び施設の状況をあらわす主要な経営指標とその分析で構成される経営比

較分析表が平成26年度決算から策定され、公表しております。むつ市の上水道事業分についても平成26年度、平成27年度の2カ年分が公表されております。それには、11の経営指標がありますが、むつ市においてその11の指標がどうなっているのか、現状の経営健全性はどうか、経営比較分析表の策定についてお尋ねをいたします。

今後の対策としてのアセットマネジメントは、経営比較分析表による見える化によって経営と資産の実態を把握したうえで今後必要となる管路の取りかえや施設の改築、補修などの更新費用と、そのための財源を合理的に算定し、長期的視点に立った経営を確立するための取り組みであります。国では、こうしたアセットマネジメントの取り組みを柱とする経営戦略の策定を公営企業改革の柱として打ち出しており、全ての地方公営企業が策定するとの数値目標を盛り込みました。

そこで、アセットマネジメントによる経営戦略について、その目的、意義を含め、むつ市として策定に向けて今現在どのような取り組みをしているのかお尋ねをいたします。

「最も重要な決定とは、何をするかでなく、何をしないかを定めることだ」、スティーブ・ジョブズの言葉です。まさに選択と集中であります。宮下市長は、今後こういう場面に何度となく遭遇することでしょう。その難しい選択が笑顔輝く希望のまち・むつ実現につながることを信じ、壇上よりの質問といたします。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、RESAS、地域経済分析システムの活用についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、地域コミュニティ活動の活性化について

のご質問の1点目、新補助金制度についてお答えいたします。市では、市民の皆様との連携を深め、市民協働によるまちづくりを推進していくうえで、市民の皆様にも身近な自治組織であります町内会は、市にとりまして大変重要なパートナーであると認識しているところであります。

そこで、市と町内会とのパートナーシップをより強固なものとし、地域活動をさらに活性化していくため、来年度から新たな町内会補助金制度を施行することといたしました。この新補助金制度の施行に伴い、合併以降、むつ、川内、大畑地区でそれぞれ異なった内容となっていた補助金制度の統一という懸案事項につきましても解消され、むつ市内の全ての町内会が同じ制度のもと、地域活動を活性化させていくことができることとなります。

これまでの補助制度からの変更点といたしましては、まず対象地区が川内、大畑地区のみとなっておりました活動費に係る補助につきましては、内容を統一したうえで補助対象地区を全地区に拡大いたします。内容といたしましては、世帯数に応じて算定する基本割額や世帯割額と、地域の活性化につながる活動に対して支援する事業補助としております。また、このほかにこれまで対象地区が旧むつ地区のみとなっておりました集会所の修繕等に対する補助も、補助対象地区を全地区に拡大することにしております。

予算につきましては、平成29年度は今年度と比較して、町内会補助金制度全体で約250万円の増額となっておりますが、今後も引き続き各種関連事業の見直し等を進め、町内会活動をより強力に支援してまいりたいと考えております。

市といたしましては、各町内会の自主性を尊重しつつ、生き生きと活動を継続していけるよう地域のお年寄りの方からお子様までと一緒に楽しめる異年代交流事業や、ご高齢の単身世帯や児童の

登下校時の見守り活動なども事業補助の対象として考えており、その中でも特に自主防災組織の結成や健康づくり事業の実施など、市が重点的に推進している事業を実施していただく町内会に対しましては、その活動に対する支援もしてまいりたいと考えております。

各町内会におかれましては、新補助金制度を積極的にご活用いただき、これまで以上に各地域のコミュニティ活動を活発なものにしていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、行政連絡員制度の見直しについてお答えいたします。行政連絡員制度は、市長及び市の機関の連絡等に関する事務の一部を嘱託しているものであります。行政連絡員の皆様には、市の広報、広聴施策を展開するうえで、長年にわたり重責を担っていただいているところであり、深く感謝申し上げる次第であります。

一方、市では、よりよい形で市民協働のまちづくりを進め、地域コミュニティの活性化を図るための検討を重ねているところでありまして、市民の皆様にとりまして、最も身近な地域の自治組織であり、市とともに歩むまちづくりの大切なパートナーである町内会との連携をより強固なものとしていきたいと考えており、この点、行政連絡員制度につきましては、今後各地域の行政連絡員の皆様に、制度の廃止も含めた見直しについてご説明をさせていただいているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、上下水道事業の経営健全性についてのご質問につきましては、公営企業局からの答弁となります。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業管理者。

（花山俊春公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（花山俊春） 中村議員のご質問にお答えいたします。

上下水道事業の経営健全性についてのご質問の1点目、経営比較分析表の策定についてお答えいたします。経営比較分析表は、公営企業において経年比較や類似団体との比較及び複数の経営指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するとともに、今後の見通しや課題への対応に活用するもので、市のホームページで公表しているところであります。

まず、水道事業の経営比較分析表についてであります。経営の健全性、効率性に係る指標のうち、給水収益等の収益で維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを示す経常収支比率及び給水に係る費用を給水収益等で賄えているかを示す料金回収率については、類似団体平均値を下回っているものの100%は上回っており、経営は黒字を確保できている結果となっております。

また、給水収益に対する企業債残高の割合を示す企業債残高対給水収益比率については、施設の更新投資財源のほとんどを企業債に依存しているため、全国平均値、類似団体平均値とともに大幅に上回り、憂慮すべき水準となっております。

一方、下水道事業についてであります。供用開始後の年数が浅く、いまだ整備中であり、各指標とも厳しい数値となっております。

今後ともこの経営比較分析表による経営分析を行い、持続可能な事業運営に向け経営改革の検討を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、アセットマネジメントによる経営戦略についてお答えいたします。水道事業におけるアセットマネジメントとは、水道事業を将来にわたって安定的に持続するために中長期的な視点に立ち、水道施設全体について効率的かつ効果的に管理運営すること、いわゆる資産管理でありまして、本市においては厚生労働省作成

の手引に基づき策定済みであります。

その中では、水道施設の構造物及び設備並びに総延長約480キロに及ぶ管路について、耐用年数からした更新時期と更新費用を算定するとともに、今後の人口減等に伴う水道使用料金収入の減額状況を踏まえ、必要となる企業債の額などを勘案し、今後の更新事業等に対する起債割合などをシミュレーションしておりまして、向こう40年間の水道施設等の更新需要と財政収支の見通しを立てております。

また、経営戦略につきましては、総務省から策定が求められておりまして、アセットマネジメントによる中長期的な視点に立った施設の更新計画に基づき、水道事業及び下水道事業ともに今年度中に策定し、議員及び市民の皆様にご公表できるよう現在作業を進めている状況であります。

さらに、厚生労働省から新水道ビジョンの策定が求められておりまして、アセットマネジメントや経営戦略を活用した新水道ビジョンを平成29年度中に策定し、健全な事業運営の検討を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） 中村議員のRESAS、地域経済分析システムの活用についてお答えいたします。

まず、地域経済分析システム、RESASについてであります。これは国の総合戦略の中で地方創生版三本の矢として地域の取り組みを情報、人材、財政の3つの側面から支援している国のまち・ひと・しごと創生本部事務局が地方自治体のさまざまな取り組みを情報面から支援するため、平成27年4月から提供しているもので、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民のビッグデータを集約して、わかりやすく見える化するものであります。

このRESASは、誰もがインターネット上で

使用できるデータ分析システムであります。自らの地域の現状と課題の把握、そして地域の強み、弱みの分析に非常に効果的なツールであります。地域特性に即した施策の立案にも大いに寄与するものであります。

当市におきましても、平成27年9月に策定いたしましたむつ市人口ビジョン及びむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、このRESASを活用し、人口の現状の分析や今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望の検討を行い、これを踏まえた具体的な施策の立案に活用しております。

また、当市では現在地方創生交付金を活用しながら、地域活性化に向けたさまざまな取り組みを展開しているところでありますが、この交付金はRESASの活用などによる客観的なデータに基づき事業設計がなされていることが要件とされていることから、RESASを活用し、観光客の移動や推移等について分析を行い、地方創生に効果的な事業を構築し、取り組みを進めているところであります。

例えば「むつ市のうまい三本の矢」による地域ブランド化推進事業では、当市の農産物販売金額及び海面漁獲物等販売金額が減少傾向にあり、加えて農業経営者の平均年齢も全国平均よりも高く、高齢化が顕著となっているというRESASによる分析結果に基づき、当市の1次産品などの品質を域外の消費者に的確に伝え、新たな販路開拓へと導くことや、新商品開発やブランド化を通じて1次産業従事者の所得向上や、それに伴う後継者不足の改善、雇用の創出を目指すものであります。

このような中、国はRESASを利用する人材の広がりや利活用がさらに進むことを期待し、操作や活用方法について、自ら学ぶことをサポートするeラーニングシステムを昨年11月から提供し

ております。このeラーニング開講に関する情報につきましては、全職員に対しメール配信し、利活用の促進に努めているところであります。

また、先月15日には東北経済産業局にご協力いただき、RESASの機能や活用事例に対する理解を深めるとともに、データ分析を具体的な施策へ生かすことを目的とし、企画や産業、経済を担当しております当市職員のほか、包括連携協力に関する協定を締結しております青森銀行様、みちのく銀行様、青い森信用金庫様、青森県信用組合様の4金融機関並びに観光DMOを目指す一般社団法人しもきたTAB Iあしすとが合同で研修会を開催いたしました。この中では、交流人口の拡大や外貨を稼ぐ取り組みについてさまざまな立場から意見が出されており、今後職員の政策立案能力の向上や地方創生が新たな取り組みへのきっかけになるものと期待しているところであります。

一方、国ではRESASで地元の課題を発見し、地元を元気にする政策アイデアを提案することを目的とした内閣府地方創生推進室主催の地方創生政策アイデアコンテストが開催されており、高校生以下の部と大学生以上一般の部に区分され、審査が行われております。

当市では、今年度むつサテライトキャンパスの高校生向け講座の中で市内の高校生が3つの政策をつくり上げ、コンテストに応募いたしました。残念ながら1次審査を通過することはできませんでしたが、政策提案した生徒からは、むつ市の現状について学び、むつ市の未来について考えるよい機会になった、客観的にむつ市を見詰めることができたなどといった意見が寄せられており、地域を見詰め直し、また地域の未来を考えるきっかけになったものと認識しております。

このようにRESASは行政に携わる者だけではなく、広く市民の皆様にも活用していただけるツールでありますので、職員が日ごろからRES

ASを活用し、地域の現状把握に努めることはもちろんのこと、国が提供しておりますeラーニングや東北経済産業局で実施しております研修会等の情報をホームページ等により市民の皆様にも周知するなど、活用の促進と地方創生に資する取り組みにつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

失礼いたしました。ただいまの私の答弁の中で、「むつ市のうまい三本の矢」による地域ブランド化推進事業のところで、「産業経営者」の平均年齢と申し上げましたが、「農業経営者」の平均年齢と訂正させていただきます。申しわけございません、よろしく願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） 答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、企業局のほうからいきたいと思いますが、私も経営比較分析表のほうをとって見てみましたが、今説明いただいたとおりのことが書いてありまして、やはり懸念されております企業債残高対給水収益比率、これが大分高いのが心配だなということもありますし、これがまた経営戦略のほうにも大きな課題として残っているというふうに考えております。

そこで、今後の取り組みの中の経営戦略は今年度中に出るということではありますが、その中で、この企業債残高の比率が高いことに対しては、どのような取り組みを今現在されているのかお知らせしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（花山俊春） 企業債残高対給水収益比率のことをございますけれども、平成27年度決算で水道料金収入による給水収益というのは約13億5,536万円、一方企業債残高は約12億3,060万円と9倍程度の額となっております。そ

の企業債の償還額が平成27年度実績で約6億円と多額なため、硬直した財政状況にあるということが言えると思えます。

今後は、事業規模を適当な水準にするとともに、経常経費を削減するなどして利益率を高め、企業債の借入額を減らしていく努力が肝要かと考えております。ご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） 実際の収益と残高と9倍以上ということで、将来的に本当に厳しい状況にあるのだなというふうに思います。ただ、事業の性格として、これらの資金は事業の中で賄うというのが基本的な姿勢だと思うのですが、現状から考えると非常に難しいのかなというふうに感じております。

そうすると、一般会計の繰り出しのほうにも頼らなくてはいけないのかなというふうにも思いますが、現状ではその辺についてはどのように考えていますか。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長（萬年茂昭） 資本的収支の関係から申しますと、一般会計からの繰入金ですけれども、基準内繰入金3,760万円程度、基準外繰入金3,390万円程度、合わせて7,150万円程度を繰り入れてございますけれども、これは全て各市町村が合併してから企業会計へ統合する前の簡易水道の建設事業に充てたものでありまして、そのことが一般会計からの繰入金が高くなっているものと考えております。これは、いずれも基準内繰入金ということでご理解賜りたいと存じます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） そうしますと、今後の、要はいかにして合理化していくかということだと思えるのですが、入ってくるのは多分ふえないだろうと。そうすると、いかに事業のほうを縮小し

ながらも市民生活に迷惑をかけないといいますが、そういうふうな方法があると思うのですが、先ほど何点かお話ししていたと思うのですが、どうなのでしょう、施設等の合理化というか、小さくするとか、スペックのほうをダウンさせるとか、そういうようなことは可能なものなのでしょうか。

○議長（浅利竹二郎） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（花山俊春） 上水道事業に関しましては、現状では経営に必要な経費というのは水道料金収入等の給水収益で賄えている状態なわけですが、議員先ほどお話がありましたように、人口減少または節水意識の高揚ということにより、給水収益が年々減少する傾向にあります。今現在、ここ二、三年を見ますと、毎年約1%くらいずつ水道料金収入というのは減少しております。今後さらに加速度的にその収入というのは減っていくものところでも予測しております。

今後さらに経費を抑えるという点においては、先ほど申しあげましたように、営業及び施設等の運転維持管理の包括的な委託を検討しておりますし、さらにむつ市の場合は有収率というのですけれども、実際に給水している水がどの程度収入になっているかというふうな率なのですが、それも非常に低い状態ということで、恐らく漏水がある程度あるのではないかとこともございますので、今後さらに漏水調査及びその修理による有収率の向上等を高めながら、経常経費の削減に努め、黒字を維持していきたい、または黒字をさらに大きくしていくことによって一般会計からの繰り出しという部分も抑えられるものと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） 今おっしゃられましたとおり、有収率80%くらいということでもありますね。この

経営比較分析表ですが、非常にわかりやすく見やすいものでありますので、もし可能なのであれば、平成28年度決算のときから資料として加えてもらえればなというふうな希望を述べて、次の質問に入りたいと思います。

次は、地域コミュニティの活動の活性化について、町内会についてですけれども、これまでばらばらであった町内会に対する補助金のほうが統一されますよということですが、そうすると、今までもらっていた町内会と今回初めてもらう町内会というような形が出てくるかと思うのですが、補助金ですから、ある程度成果を出してもらわなければいけない種類のお金です。ただ、今までもらっていなかった町内会が平成29年度からもらう。では、どういうふうな事業をやるのでしょうかとなったときに、私は戸惑う町内会も出てくるのではないかなというふうに予測します。そのあたりの懸念についてはどのように考えておりますか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

この補助金につきましては、新年度から統一するというので、現在補助金の要綱等も準備しております。そういった要綱等をこれまで交付されていた町内会、それから交付されていなかった町内会、それぞれにご説明しながら、この補助金の有効活用をお願いしてまいりたいと、そのように感じております。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） そういうことなのだと思うのですが、すごくやる気のある町内会は、それを使ってどんどん活動していく、ちょっと言葉は悪いですが、なかなかそこまではいかない町内会というのは、何か町内会のランニングコストに消えてしまうのではないかなというふうな

心配するところもございます。なので、行政として、そこら辺の町内会活動の独自性は尊重してはいけないと思うのですけれども、こうやっていきたいと思いますとか、こういう事業をしましょうというようなアドバイザー的な役割も担っていかなくてはならないかなとは思いますが、そのあたりについてはどのように考えていますか。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

アドバイザー的な立場というよりも、私答弁で申し上げたとおり、パートナーだというふうな認識でおります。今回の補助金、少し詳細ご説明させていただきますと、まず基本割額といいますか、世帯数に応じた額で交付をさせていただく部分というのがあります。これは、町内会の通常の運営経費に充てていただきたい部分だというふうに思っております。さらに、町内会が実施する事業に対する上乘せ補助という形で特別に上乘せをする部分があると。これにつきましては、例えば自主防災組織を結成していただくですとか、あるいは健康づくりの事業をしていただくですとか、町内会の中で敬老会の事業をしていただくですとか、見守り活動をしていただくですとか、そういったことをやっていただく。すなわちパートナーとしてと言ったのは、市のこれからの行政の施策にご協力をいただけるというか、同じ方向性で歩んでいただけるという、そういう事業をやっていただくところに上乘せして補助をさせていただくというふうなことを基本として考えてございます。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） その町内会活動についてもう一つの懸念が、いろんな方が指摘している加入率だと思うのですけれども、経営戦略の中ではKPIで65.1%から66%というふうに加率を上げていきたいと思いますという目標を持って取り組んでいく

わけなのですが、これは具体的にどういうことをやるのか。あるいは、この新補助金制度を使って町内会活動を活発にしてもらって、それを見て入ってもらおうというふうな捉え方でいいのか。これが一つで、あとたしか市内には町内会がない地区もまだあったかと記憶しておりますが、そちらのほうの対策はどのようにされますか。

○議長（浅利竹二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（川西伸二） お答えいたします。

町内会の加入率ということでございますけれども、確かに議員おっしゃられましたとおり、この補助金制度によりまして、町内会の活動を活発にさせていただきたいと。そうした活発な活動の中で、町内会の活動の魅力を感じて加入していただく方がふえることも期待しております。

また、さらに町内会にお任せするばかりではなく、我々行政のほうもそういった町内会の加入についての促進の取り組みといたしますか、そういったことも今後は進めてまいりたいというふうを考えております。

それと、確かに町内会等まだ組織していない地区もございます。そういったところには、今回町内会に対する補助金ということでもありますので、なるべくであれば町内会の組織をお願いしていきたいと思っております。ただ、地域によっては結成といたしますか、組織するのに難しい地域もあるかもしれませんが、その辺は地域の事情をいろいろお話しさせていただきながら、例えば単位として町内会の扱いとさせていただくとか、そういったことも考えてまいりたいというふうを考えておりました。

以上でございます。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） いずれにいたしましても、町内会と行政との、先ほど市長はパートナーシップという言葉を使いましたが、これがよりよいパー

トナーシップが築かれることが何といても一番大切なことですので、その辺を踏まえて、新年度から事業のほうを進めていただきたいというふうに思います。

最後にRESASについてであります。このRESAS、説明にも、答弁にもありましたけれども、現在も進化して、どんどんバージョンがアップされております。交付金の申請についても、その活用のほうを求めているということのお話もございました。なので、やはりどんどん活用していかなくてはいけないのだと思うのですけれども、先ほどの答弁では、RESASの習得のためのeラーニングについては全職員のほうにお知らせをしている。しからば、どれくらいの方々がRESASを開いて、部署によっては必要ないのかもしれないけれども、見たことがあるとか、そういうようなところは、きちんとした数字はとっていないかもしれないけれども、感じとしてはどことなくあいでしょう。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

RESASを使った職員がどれくらいいるかということは、これは具体的な数字はとっていないわけでありまして、少なくともこの地方創生の交付金を申請する際には、これを使って申請書をつくるということが義務づけられて、義務づけられてというか、そういうふうにしなないとなかなか申請できないということですので、これに相当する部署、例えば総合戦略課ですとか、産業振興課ですとか、そういったところの職員は使っていると思います。

ただ、この仕組み、私も非常に有用性を感じているところでありまして、今総合経営計画これからつくります。今実施計画ということで、来年、やはりアウトカム指標をしっかりとつくってPDCA回していくということでありますので、そうし

た中において、今後このRESASもうまく活用しながらむつ市政を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（浅利竹二郎） 22番。

○22番（中村正志） 行政が使いこなしていく、これはどんどんやってほしい。

もう一つ、やはり行政だけではなく、答弁にもありましたけれども、広く民間の方にも使っていて、ぜひ稼げる地域になってほしいと。そういうことで、前回は、先月は金融機関さんともきたTAB Iあしすとさんと合同に勉強会を開いたということであります。これどうなのでしょう。もっともっと今年度以降は広げていくといえますか、そのような具体的な方策はあるのでしょうか。

また、先ほど高校生のほうのお話もありました。この間政策コンテストがありましたけれども、新年度やるのか、ちょっと私まだはつきりわかりませんが、これらにも参加する課題の一つとして、ぜひともRESASを使ったうえでやってほしいなというようなことも含めまして、その辺民間にどうやって広げていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅利竹二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） RESASの民間への広め方ということでありまして、これやはり先ほどの部長からの答弁でもありましたが、高校生の政策コンテストのような場面では非常に有用性があるということで、実際使いました。ですから、これからもそういった場面の中では市としては提示していきたいというふうに思っておりますし、また多くの事業者の方や、例えば漁協さんですとか、そういったところでも有用な仕組みであると思いますので、そういう場面ではご紹介を申し上げるということで進めていきたいと。ただ、何よりも、やはりまず我々自身がしっかり使いこなせ

ることが前提だと思っておりますので、その話を前提として、地域の方々にも使っていただき、稼げる自治体へと脱却をしていきたいと、このように考えております。ぜひとも中村議員も質問の際には、このRESASを使ってご質問していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅利竹二郎） これで、中村正志議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（浅利竹二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月7日及び8日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、明3月7日及び8日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、3月9日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時54分 散会